

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月25日
【発行者の名称】	メキシコ合衆国 (United Mexican States)
【代表者の役職氏名】	セサル・ダビド・ビベス・フローレス (César David Vives Flores) 財務省公債国際関係局次官補 (Deputy Undersecretary for Public Credit and International Affairs of the Ministry of Finance and Public Credit)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善 弁護士 奥村 文彦
【住所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03) 6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善 弁護士 奥村 文彦 弁護士 渡邊 淳平
【住所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03) 6438-5511
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	債券
【発行登録書の内容】	
提出日	2026年 7 月 8 日
効力発生日	2026年 7 月16日
有効期限	2028年 7 月15日
発行登録番号	8 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年 8 月25日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加し、発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため参照書類の情報を更新するため、本訂正発行登録書を提出するものである。
(訂正内容については、本文を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当なし

注(1) 本書中、「発行者」または「メキシコ」とあるのは、メキシコ合衆国を指すものとする。

(2) 本書中、「ペソ」とは、メキシコの法定通貨を、また「米ドル」もしくは「ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。参考までに、2026年8月3日現在株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買為替相場の仲値は、1ペソ=8.99円および1米ドル=155.79円であった。上記の為替レートは参考のためにのみ本書に記載されるものであり、本書中のペソ建または米ドル建の金額がいずれかの特定のレートで米ドル、ペソもしくは日本円に交換しえた、または交換しうることを意味するものではないことに留意されたい。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

< 第（未定）回メキシコ合衆国円貨債券（2026）（SDG債）に関する情報 >

第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注： 発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として指名しており、円貨債券（SDG債）を単数本または複数本立てで起債する予定である（かかる債券を以下「本債券」と総称するが、文脈によりかかる各回号の債券を個別に「本債券」ということがある。）。実際に発行される本債券の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各回号の債券の情報が当該債券の見出しの下に記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。

1【発行主体】

本債券は、財務省を通じて行為するメキシコにより、2025年12月22日付のメキシコ大統領令に定める有価証券の海外発行および募集に係る授權に従って発行される。議会の承認を受けた2026年にかかるメキシコの連邦歳入法は、2026財政年度の連邦予算の財源を調達するために、行政府に対して財務省を通じて海外市場で借入れおよび有価証券の発行を行うこと、ならびに對外債務の交換または借換えを行うことにより15.5十億米ドルの正味對外債務（国際金融機関に対する正味債務を含む。）を負担することを授權している。本債券の発行総額は、かかる授權額の範囲内である。本債券の発行純手取金は、連邦国庫局（*Tesorería de la Federación*）に入庫され、同国庫局は資金の支出について責任を負う。

2【募集要項】

債券の名称	第（未定）回メキシコ合衆国円貨債券（2026）（SDG債）（注）
記名・無記名の別	該当なし
債券の総額	（未定）
各債券の金額	1億円
発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	（未定）
利率	年（未定）%
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
申込期間	2026年（未定）月（未定）日
申込証拠金	なし
払込期日	2026年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

元引受の条件

本債券の発行総額は、メキシコと共同主幹事会社との間で2026年(未定)月(未定)日に調印される予定の元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の(未定)%に相当する金額である。

債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

メキシコは、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」と総称する。文脈上別異に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項(以下「債券の要項」という。)およびメキシコと財務代理人との間で2026年(未定)月(未定)日に調印される予定の各回号に係る財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

メキシコは、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職する(ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が機構の業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)。かかる場合、メキシコは、下記「11 公告の方法」に従って、本債権者に対して財務代理人の変更を事前に公告する。

機構が、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消し、メキシコがかかる取消の通知を受けた場合、メキシコは遅滞なく当該指定を受けている後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し、かかる旨を下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対して公告する。

振替機関

本債券の振替機関は下記のとおりである。

振替機関の名称	住所
株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」という。)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

本「第一部 証券情報」において、機構を指称する場合はすべて、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項-(2)」を参照のこと。

その他

登録信用格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関し、格付の付与を日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本債券の発行条件の決定後、速やかに付与される予定である。

発行者がJCRから付与されているA-の外貨建長期発行体格付は、本書提出日まで変更はない。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」の欄の右端にある「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

無登録格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関し、格付の付与をムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）に依頼しており、本債券の発行条件の決定後、速やかに付与される予定である。

発行者がムーディーズから付与されているBaa3の外貨建長期発行体格付は、本書提出日まで変更はない。発行者がフィッチから付与されているBBB-の外貨建長期発行体デフォルト格付は、本書提出日まで変更はない。

(注) ムーディーズおよびフィッチは信用格付業を行っているが、本書日現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない(以下「無登録格付業者」という。)。

無登録格付業者は、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズについては、グループ内に、登録格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)を有しており、ムーディーズは、上記登録格付業者の特定関係法人(内閣府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>))の「規制関連」のタブの下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

フィッチについては、グループ内に、登録格付業者として、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)を有しており、フィッチは、上記登録格付業者の特定関係法人(内閣府令第116条の3第2項に定義される。)である。フィッチの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3【利息支払の方法】

本債券の利息は2026年(未定)月(未定)日(当日を含む。)からこれを付し、(未定)年(未定)月(未定)日を初回として、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日の年2回、おのおのその日(当日を含む。)までの6カ月分を日本円で後払いする。かかる6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を、以下「利払期日」という。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、メキシコが償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日(当日を含まない。)からかかる本債券の償還が実際に行われる日(当日を含む。)までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - 利率」に定める利率による利息(年365日の日割計算による。)を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人(機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。)が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者(機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。)に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

(1) 満期償還

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本債券の金額の100%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、メキシコは、本債券の元金または利息の全部または一部をその期日前に償還または弁済することはできない。

(2) 買入消却

メキシコは、適用ある法令または機構の業務規程に別段の規定がある場合を除き、市場等において、いかなる価格でも本債券を随時買い入れることができ、これを消却する。

5【元利金支払場所】

本債券の元金および利息の支払は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）により本債権者に対して、当該本債権者が機構加入者である場合には直接に、またその他の場合には当該本債権者が振替法および機構の業務規程に基づいて本債券を記録させるためにその口座を開設した関係する口座管理機関（機構の業務規程において定義される。以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）がメキシコから受領した本債券の元金または利息の支払に必要な資金を、関係する機構加入者に対して配分した時点で、メキシコは、債券の要項に基づく一切の支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行休業日にあたるときは、本債権者は、日本国東京都における翌銀行営業日まで期日の到来した金額の支払を受ける権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を受ける権利を有しない。

いずれかの支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額が当該期日後に財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）によって受領された場合には、財務代理人は実行可能な限り速やかに（ただし財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）による当該金額の受領後14日以内に）その旨ならびに本債権者に対する支払の日および方法を公告する。ただし、本「5 元利金支払場所」の第1段落に記載する方法により支払を実施することが実行可能でないときは、かかる公告の期限に関する上記の規定は適用されず、その場合、財務代理人は支払の関連事項の確定後実行可能な限り速やかにかかる公告を行う。当該公告にかかる一切の費用は、これをメキシコの負担とする。

6【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、メキシコの十分な信頼と信用をかけて誓約される、メキシコの直接、一般、無条件かつ非劣後の公的対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項-（2）」において定義する。）を構成しており、今後も構成することになる。本債券は、本債券相互間で優先劣後することなく、またメキシコの他のすべての非劣後の公的対外債務と同順位であり、今後も同順位となる。本規定は、メキシコが本債券に基づく支払をメキシコのいずれか他の公的対外債務に基づいて行われる支払と比例的に行うことを要求していると解釈されてはならないことが了解されている。

(2) 本債券のいずれかが未償還であるか、または本債券に基づいてメキシコにより支払われるべきいずれかの金員が未払いである限り、メキシコは、メキシコの公的対外債務を担保するために、メキシコがその現在または将来の収入または資産の全部または一部についていかなる担保権（以下に定義する。）も設定せず、負担せず、引受けず、またはこれを存在させないことに同意する。ただし、本債券が当該公的対外債務と同等かつ比例的に担保される場合はこの限りでない。なお、メキシコは以下の担保権についてはこれを設定しまたはこれを存在させることができる。

() 1993年12月3日より前に設定された担保権

() プロジェクト・ファイナンス（以下に定義する。）に関連して発生した公的対外債務を担保する担保権（ただし、担保権が、専ら融資対象のプロジェクトの資産または収益に生じている場合に限る。）

() (A)メキシコの公的部門機関（メキシコを除く。）の債務との交換としてメキシコにより発行されるもので、かつ(B)290億米ドルを超えない元金残高総額（米ドル以外の通貨建ての債務についてはかかる債務の負担日現在の為替レートに基づいて米ドル表示。）の公的対外債務を担保する担保権

() 資産の購入資金の手当またはその借換えのためにメキシコが負担しまたは引受けた公的対外債務を担保する担保権。ただし、かかる担保権が当該資産に限定して設定されまたは存在している場合に限る。

本「6 担保又は保証に関する事項-（2）」および下記「12 その他-（4）」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「公的対外債務」とは、メキシコの通貨以外のいずれかの通貨で支払われるべき支払義務または偶発債務であるいずれかの公的債務（ただし、メキシコにおいて当初発行されたまたは生じたいずれかの当該公的債務は除く。）をいう。この定義上、公的債務（または当該公的債務を証する証書）のメキシコにおける引渡しによる当初発行の決済は、メキシコにおける当初発行とみなされる。

「公的債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、本債券またはその他の有価証券で、(A)いずれかの証券取引所もしくはその他の証券市場において建値され、上場されもしくは売買されているか、または発行時においてそれが意図されていたもの（上記の一般性を制限することなく、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）に基づくルール144A（または類似の趣旨をもつ承継法令）に従い転売可能な有価証券および金商法に基づく適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号、その後の改正を含む。）第10条第1項に定義されるものをいう。）への転売可能な有価証券を含む。）であって、かつ(B)当初の満期が1年超であるか、または1年以内の当初の満期がメキシコの選択により1年超の期間に延長する権利が付されたものから生じるある者の支払債務（偶発債務を含む。）をいう。

「プロジェクト・ファイナンス」とは、いずれかのプロジェクトの取得、建設または開発のためのコストの全部または一部の資金調達をいうが、その場合、資金提供者が(A)融資金に係る返済の主要原資として引当財産を融資対象のプロジェクトおよび当該プロジェクトから生じる収益に限定することを明示的に合意し、かつ(B)資格のある独立専門家により作成された採算性調査書（これに基づく当該プロ

ジェクトがそのプロジェクトに関して発生した実質的にすべての公的対外債務を弁済するのに十分な外貨所得をもたらすであろうと結論することに合理性があったもの)の提供を受けているときに限る。

「担保権」とは、メキシコの収入または資産上にいずれかの者または事業体に対して付与される先取特権、質権、抵当権、負担またはその他の優先権をいう。

本「6 担保又は保証に関する事項-(2)」に基づき本債券に担保権が提供された場合には、メキシコは、本「6 担保又は保証に関する事項-(2)」および適用法令に従い、本債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続をとり、またはとらしめなければならない。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、メキシコは、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項-(2)」および適用法令に従い本債権者のために適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備した旨を記載した公告を本債権者に対して行う。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に要する一切の費用(上記の公告に関する費用を含む。)は、これをメキシコの負担とする。

7【債券の管理会社の職務】

本債券については、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約ならびに機構の業務規程に定める義務を履行し、職務を行う。財務代理人は、メキシコの代理人としてのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理関係または信託関係を有するものではない。債券の要項が添付された財務代理契約の写しは、本債券の償還期日から1年が経過するまで、財務代理人の本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

本債券の総額(償還済の額を除く。)の10分の1以上に当たる本債券を有する本債権者が、共同もしくは単独で、債権者集会の目的である本債権者の利害に関する事項および招集の理由を示してメキシコを代理する財務代理人に対しその本店において債権者集会の招集を書面で請求し、かつ直近上位機関(機構の業務規程において定義される。)が発行した当該本債権者による本債券の保有を証明する証明書(以下「保有証明書」という。)をメキシコを代理する財務代理人に対しその本店において提示した場合、またはメキシコが債権者集会の招集を必要と認めた場合は、メキシコは、債権者集会開催予定日の少なくとも35日前までに財務代理人に対して書面の通知をすることにより、本債権者の利害に関する事項(債券の要項のいずれかの規定の修正または債券の要項に関する行為を含む。)を審議するため債権者集会を招集する。ただし、かかる修正にはメキシコの同意を要する。

債権者集会の招集は、開催日の少なくとも21日前までに本債権者に対して公告することによって行う。メキシコはまた、本債権者に対して、当該招集の旨を機構の業務規程に従い機構を通じて通知することができる。債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本債権者は、本人または代理人により債権者集会に出席することができる。本人または代理人によって当該集会に出席しない本債権者は、メキシコもしくはメキシコを代理する財務代理人が定める規則に従って、または財務代理人が指示するところに従って、上記の招集公告において定められた事項を記載した書面を提出することにより、または当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにより、その議決権を行使することができる。かかる書面または電磁的方法により行使された議決権の額は、出席した本債券議決権者(以下に定義する。)の議決権の額に算入される。当該集会において、各本債権者は、その保有する

本債券の金額の合計額（償還済の額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、そのためには当該集会の開催日の少なくとも7日前までに、および開催日当日においても、メキシコを代理する財務代理人に対して保有証明書が提示されなければならない。さらに、当該本債権者は、当該保有証明書を当該本債権者の直近上位機関に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をすることができない。メキシコは、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

メキシコは、メキシコを代理する財務代理人が債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手順をとるようにさせる。

債権者集会における決議（下記のただし書に規定する事項に係るものを除く。）の採択には、議決権を行使することのできる本債権者（以下「本債券議決権者」という。）で、かつ当該集会に出席した者の議決権の総額の2分の1を超える議決権の所有者の賛成票決を要する。ただし、（ ）本債券の全部について、その支払の猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（ ）に掲げる事項および以下の段落において規定するいずれかの重要な修正（以下に定義する。）の実施を除く。）、（ ）本債券の全部についての訴訟行為またはこれに準ずる手続、ならびに（ ）債権者集会で決議する事項についての決定を委任するため債権者集会決議により選任される本債権者の1名または2名以上の代表者（かかる者はそれぞれ本債券の総額（償還済のものを除く。）の1,000分の1以上に当たる本債券を保有していなければならない。）（以下「代表債権者」という。）もしくは債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議によって定められる者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更の場合は、その決議の採択は(x)本債券議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)当該債権者集会に出席した本債券議決権者の議決権の総額の3分の2以上の所有者の賛成票決により可決される決議によることを要する。また、メキシコの提案に係るいずれかの重要な修正は以下に定めるところにより行われるものとし、かかる場合、メキシコは当該重要な修正の内容の実行について機構の業務規程上のその取扱いに関する助言を財務代理人から徴しなければならない。

メキシコにより日本で発行された債務証券（本債券を含み、以下「債務証券」という。）の条項および条件に対するメキシコの提案に係る重要な修正は、以下の3つの方法（以下、それぞれを「変更方法」という。）の1つにより債務証券の所有者の集会において票決により債務証券の所有者により承認されうる。

- (a) 重要な修正の提案の対象となるシリーズ（以下に定義する。）の債務証券の所有者による同一シリーズ修正（以下に定義する。）に係る方法。
- (b) 2以上のシリーズの債務証券の所有者による票決で、その投票が決議要件充足決定の目的上合算される単一合算票決クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案に係る方法。
- (c) 2以上のシリーズの債務証券の所有者による票決で、その投票が(x)一括して合算決議要件を充足し、かつ(y)クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案の対象となる各シリーズの債務証券毎にそれぞれ個別の決議要件を充足することを要する2階層票決クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案に係る方法。

上記において、

「シリーズ」とは、同一の条項および条件を有する債務証券で、その最初の発行日に発行されたもの、ならびにそのそれぞれ相互および最初の発行に関して(i)発行日、発行価格および初回支払日を除きすべての点で同一で、かつ（ ）統合され、同一のシリーズを構成すると明記されている追加発行された債務証券（もしあれば）をいう。

「重要な修正」とは、次のいずれかの修正をいう。(i)債務証券についていずれかの金額が支払われるべき日を変更すること、（ ）債務証券の元本金額を削減すること、（ ）債務証券の利率を引下げること、（ ）債務証券に係る支払金額の算定方法を変更すること、(v)債務証券に係る支払金額の通貨または支払地を変更すること、（ ）債務証券に係るメキシコの支払義務を修正すること、（ ）債務証券の債務者の同一性を変更すること、（ ）同一シリーズ修正、単一合算票決クロス・シリーズ修正もしくは2階層票決クロス・シリーズ修正の決議成立要件を変更すること、（ ）「一律適用」（以下に定義する。）もし

くは「重要な修正」の定義を変更すること、(x)すべての債務証券をメキシコもしくはその他の者の別の債務もしくは証券と交換もしくは代替を実施し、もしくはこれらに転換すること、または(xi)債務証券の条項および条件における法的順位、準拠法、裁判管轄合意もしくは裁判権免除の放棄に係る各規定を変更することをいう。

「同一シリーズ修正」とは、同一のシリーズの債務証券の条項および条件（債券の要項を含む。）に対する修正のうち、重要な修正を構成するかまたは含むものをいい、メキシコの書面による同意および(x)当該シリーズの債務証券の議決権の保有者（以下「債務証券議決権者」という。）により保有される議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)集会に出席した当該シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の3分の2以上の保有者による賛成票決の決議により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

「クロス・シリーズ修正」とは、2以上のシリーズの債務証券の条項および条件（債券の要項を含む。）に対する重要な修正をいう。

「単一合算票決クロス・シリーズ修正」とは、一律適用に係るクロス・シリーズ修正で、メキシコの書面による同意および(x)重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の5分の1（合算による。）以上で、かつ(y)関連集会に出席した当該すべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の3分の2（合算による。）以上の保有者による賛成票決により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

「一律適用」とは、ある重要な修正を通じて、当該修正により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券の保有者がその債務証券を(x)同じ新債券もしくは他の対価または(y)債券もしくは他の対価と同一の選択メニューに属する新債券もしくは他の対価と同一条件により交換、転換または代替することを求められる場合の当該修正をいう。なお、以下の場合には、重要な修正が一律適用に係るとはみられないことが了解されている。当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の保有者で交換、転換または代替する各者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の保有者で交換、転換または代替する各者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合（または債券もしくは他の対価の選択メニューが提示されるとき、当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の保有者で交換、転換または代替する各者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の保有者で、当該債券選択メニューにおいて同一の選択権を行使する交換、転換または代替する各者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合）。

「2階層票決クロス・シリーズ修正」とは、クロス・シリーズ修正で、メキシコの書面による同意および(i)(x)重要な修正案により影響を受ける各シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の5分の1（個別による。）以上で、かつ(y)関連集会に出席した各シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の2分の1（個別による。）を超える保有者による賛成票決ならびに()関連集会に出席した、重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の2分の1（合算による。）を超える保有者による賛成票決（合算目的のためにさらに行われるもの）により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

メキシコは、重要な修正案に係る変更方法を選択し、クロス・シリーズ修正案に係る合算票決に含められる債務証券のシリーズを指定する裁量権を有する。ただし、メキシコは変更方法を選択し、クロス・シリーズ修正案の対象となる債務証券のシリーズを指定したときは、これらの選定はかかる票決の目的上最終となる。

メキシコは、異なるシリーズの債務証券にそれぞれ影響する2件以上のクロス・シリーズ修正または1件以上の同一シリーズ修正とともに1件以上のクロス・シリーズ修正を同時に提案することができる。

メキシコは、重要な修正に係る本債権者の票決の前に本債権者に対して、以下の情報を財務代理人の本店を通じて閲覧または謄写のために提供するものとし、また機構の業務規程に従い機構を通じて提供することができる。

- (a) 修正案の要請に関連する（メキシコの見解による。）メキシコの経済および財政状況の説明、メキシコの既存債務の説明および広範な政策改革計画および暫定的なマクロ経済の見通しの説明。
- (b) メキシコがその時点で多国間のおよび/または他の主要債権者もしくは債権者グループとの金融支援の取決めおよび/または債務救済に関するいずれかのかかる債権者との合意を締結している場合、(x) かかる取決めまたは合意の説明ならびに(y)多国間のまたは他の債権者の情報開示方針（適用がある場合）の下で認められる場合、その取決めまたは合意の写し。
- (c) 修正案による影響を受けない対外債務証券のメキシコの取扱予定およびいずれか他の主要債権者グループに関するメキシコの意向の説明。

本「8 債権者集会に関する事項」に基づいてなされる本債権者の決議は、日本法上認められる限りにおいて、当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本債権者を拘束し、かかる決議が自動的に執行されない場合、その執行は代表債権者または決議執行者がこれを行う。

本「8 債権者集会に関する事項」に規定する債権者集会については、メキシコまたは本債権者が債権者集会の議題となる事項に関する提案を行った場合、本債券議決権者全員が書面により、または（メキシコが電磁的方法による本債権者の同意表明を認める場合には）電磁的方法により、かかる提案に対する同意を表明した場合には、本「8 債権者集会に関する事項」第2段落ただし書の規定を条件に、当該提案を承認する決議が債権者集会において採択されたものとみなされる。本段落に従って債権者集会において決議が採択されたものとみなされる場合、メキシコは直ちにその旨および当該決議の内容を財務代理人に通知するものとする。

本「8 債権者集会に関する事項」において、メキシコまたはその代理機関が保有する本債券（もしあれば）はこれを除外し、未償還でないものとみなす。

本「8 債権者集会に関する事項」に定める前記の規定にかかわらず、メキシコは、以下の目的による債券の要項の修正については本債権者の票決または同意なしにこれを行うことができる。すなわち、(i)本債権者の利益のためのメキシコの誓約を追加すること、()メキシコに対して付与された本債券に係る権利または権限を放棄すること、()本債券に担保を提供すること、()債券の要項における不明瞭さを正すこと、または債券の要項における瑕疵ある規定を是正、訂正もしくは補足すること、(v)メキシコが決定することがあり、いかなる本債権者の利益にも悪影響を及ぼさない方法で債券の要項の修正を行うこと、または(vi)形式的、重要性のないもしくは技術的な性質の明白な誤謬を是正すること。かかる修正が行われる場合は、すべての本債権者を拘束するものとする。かかる場合、メキシコは本債権者に対して下記「11 公告の方法」に従い遅滞なくその旨を公告しなければならない。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の費用は、これをメキシコの負担とする。

9【課税上の取扱い】

(1) 税制変更による追加額の支払

本債券に係るメキシコによるすべての支払は、メキシコまたはその行政下部組織もしくは課税権限を有するそこにおけるもしくはその課税当局もしくは機関によりまたはこれらのために賦課または徴収される現在または将来の租税、公課、課徴金またはその他あらゆる性質の行政上の負担金（以下「関連税」と総称する。）のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うこととなさなければならない。ただし、かかる関連税の源泉徴収または控除が法律上の義務である場合はこの限りでない。かかる場合、メキシコは、かかる源泉徴収または控除の後に本債権者が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券に関して受領することのできたはずの元金および利息の各々の金額と等しくなるため

に必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払わなければならない。ただし、かかる追加額は、いかなる関連税についても以下の場合には支払われない。

- () 本債権者または本債券の実質的所有者が、単なる本債権者もしくは本債券の実質的所有者であること、本債券に係る何らかの性質の支払を受領することまたは本債券に係るその権利を実行すること以外の事由でメキシコと何らかの現在または過去の関係の有していることを理由に課される場合
- () 本債権者もしくは本債券の実質的所有者または（本債権者もしくは実質的所有者が本債券をその他の者を通じて保有するときの）その他の者が当該本債権者もしくは実質的所有者またはその他の者の国籍、居住、身元またはメキシコとの関係に関する証明、身元確認またはその他の報告義務を遵守しないことを理由に課される場合（ただし、(A)当該義務遵守がかかる源泉徴収または控除の全部または一部の免除の前提条件となっており、(B)機構の振替制度上実行可能な当該義務遵守手続が設定されており、かつ(C)本債権者もしくは本債券の実質的所有者または（本債権者もしくは実質的所有者が本債券をその他の者を通じて保有するときの）その他の者が当該義務を適時に遵守できるように当該義務適用に係る最初の支払予定日前に相当な周知期間が置かれているときに限る。）
- () （下記「12 その他 - (2)」に定める状況において本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）が発行されるときにおいて）本債権者もしくは本債券の実質的所有者またはその他の者（本債権者もしくは実質的所有者が当該者を通じて本債券を保有するとき）が関連日（以下に定義する。）後30日を超えて本債券の債券（または利札）の支払呈示（かかる呈示が必要なとき）が行われたことを理由に課される場合（ただし、本債権者もしくは実質的所有者またはかかるその他の者が当該30日の期間中のいずれかの日において本債券の債券（または利札）を呈示して追加額を受領する権利を有していたときはこの限りでない。）

本「9 課税上の取扱い - (1)」第1段落()において、いずれかの本債券に係る「関連日」とは、これに係る支払が最初に期限の到来する日または（支払うべき金銭の全額がかかる支払期日以前に財務代理人（メキシコの支払代理人として行為する。）により受領されなかった場合は）「5 元利金支払場所」第3段落に定める方法により本債権者に対して公告が正当になされる日をいう。本「第一部 証券情報」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額を含むものとみなす。

(2) 日本の租税

本債券に投資した場合の日本国における現行の課税上の取扱いは、以下のとおりである。

本債券の利息は、現行の税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、当該利息額に所得税および復興特別所得税（2027年1月1日以降は、所得税、復興特別所得税および防衛特別所得税）の合計15.315%の税率（日本国の居住者の場合は他に住民税5%が加算され、20.315%の税率）を適用して源泉徴収が行われる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は上記税率による申告分離課税の対象とされているが、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、かかる選択を行った場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本債券の利息はその課税所得に含められ法人税の対象となるが、上記税率による源泉徴収額を一定の制限のもとで法人税額から控除することができる。

日本国の居住者が取得する本債券の譲渡（償還を含む。）益は上記の20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、本債券に係る利子所得および譲渡損益は一定の条件のもとに上場株式等を含む一定の他の有価証券に係る利子・配当所得および譲渡損益との損益通算が可能となっており、その年に損益通算しても控除しきれない金額については翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本債券の譲渡（償還を含む。）損益は、法人税および住民税の課税所得の計算に算入される。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

10【準拠法及び管轄裁判所】

() メキシコ法が適用されることとなるメキシコによる本債券の発行に関する授權ならびに() 上記「6 担保又は保証に関する事項」に規定する担保権の設定、効力および実行可能性に関する事項を除き、本債券ならびに本債券に基づいて生じる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券もしくは債券の要項に起因または関連するメキシコに対する一切の訴訟その他の裁判上の手続は、東京地方裁判所に提起することができ、メキシコは、当該裁判所の管轄権に服することに明示的かつ無条件に取消不能の形で合意する。メキシコに対するかかる訴訟その他の裁判上の手続は、当該訴訟その他の裁判上の手続を審理する権限を有するメキシコにおける裁判所においてもこれを提起することができる。メキシコは、かかる訴訟その他の裁判上の手続において現在または将来享受しうるすべての免除（主権免除または訴状その他の裁判上の手続の送達、判決の取得、判決前の差押、判決後の差押、判決の執行もしくはその他の手続からの免除であるか否かを問わない。）を取消不能の形で放棄し、かつ、かかる免除の申立てを行わないことに合意する。ただし、メキシコ連邦民事手続法（*Código Federal de Procedimientos Civiles*）第3条および第4条に従って、メキシコの財産に対する判決前の差押または執行のための差押がメキシコの裁判所により実行されることはない。

メキシコは、本債券または債券の要項に起因または関連して日本国において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判上の手続につき、メキシコの権限ある送達受取人として日本国東京都のメキシコ合衆国大使館のその時々的大使を指名し、送達を受けるべき場所として日本国東京都のメキシコ合衆国大使館のその時々住所（現住所：〒100-0014日本国東京都千代田区永田町二丁目15番1号）を指定する（ただし、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に定めるかかる指名および指定ならびにそれに伴う義務の履行は、訴状送達に関する日本国の法律が訴状送達代理人制度に法的効力を与えることを条件として効力を有するものとする。）。メキシコは、随時、かつ本債券のいずれかが未償還である限り、当該指名および指定を完全に効力あらしめ、またかかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことを約束する。日本国東京都のメキシコ合衆国大使がなんらかの理由によりかかる権限ある送達受取人としての職務を遂行することが不可能となった場合には、メキシコは、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある送達受取人を指名し、かつ、当該指名を効力あらしめるために必要な一切の行為をなすことを約束し、かかる後任の送達受取人を本債権者に対して公告する。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（メキシコの選択による。）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊紙に各1回これを行う。各本債権者に対する直接の通知は、これを要しない。メキシコが行うべき公告は、メキシコの請求があった場合に、メキシコの費用負担により、メキシコに代わって財務代理人がこれを行う。

上記にかかわらず、当該公告に係る通知情報の内容を機構の業務規程により運営される社債情報伝達サービスに係る手続を通じて本債権者に伝達することが認められる場合で、かかる通知が同手続に従って行われたときは、当該通知は本「11 公告の方法」に従ってなされた公告であるとみなされる。また、その場合、機構が機構加入者に対してかかる通知を行った日（その日を含む。）から10営業日目に当該公告がなされたものとみなされる。

12【その他】

- (1) 本債券は、分割または併合はしない。
- (2) 本債券の債券は、本債権者が、振替法のもとに定める例外的な場合に本債券の債券の発行を請求しうることを除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれをメキシコの負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利付付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元利金の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法令および日本における現物債に関するその時点の市場慣行が適用される。債券の要項とその時点で適用ある日本国の法令および日本におけるその時点の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、かかる日本国の法令および市場慣行が優先する。
- (3) 本債券のメキシコに対する請求に係る消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。
- (4) 下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれか一つ以上が発生し、継続している場合には、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店においてメキシコに対して書面による通知（かかる通知には、保有証明書の添付を要する。）を行うことにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券およびかかるすべての経過利息が期限の利益を失い、直ちに支払われるべき旨を宣言することができる。ただし、当該本債権者は、債券の要項に対するいずれかの重要な修正（上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。）に関する事項を審議するための債権者集会招集に関連する公告の掲載日（当日を含む。）から(i)いずれかの変更方法（上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。）により開催される関連集会（延会を含む。）において採択された決議内容の効力発生もしくは実行日または()重要な修正案が確定的に否決された日（それぞれ当日を含む。）までの期間中は上記通知または本「12 その他 - (4)」に規定するその他の通知を行うことができない。
- (a) 本債券のいずれかについての利息の期日における支払をメキシコが怠り、かかる懈怠が30日間継続したとき。
- (b) 本債券（債券の要項を含む。）に基づくその他の義務の履行をメキシコが怠り、かかる懈怠が、いずれかの本債権者によりかかる懈怠の治癒を求める書面による通知が財務代理人の本店においてメキシコに対して行われた（かかる通知の際には、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示しなければならない。）後、30日間継続したとき。
- (c) 元本総額10,000,000米ドル（または他の通貨によるその相当額）超のメキシコの公的対外債務が、それらに基づく元金または利息の期日における支払をメキシコが怠ったことから生じる債務不履行（表現の如何を問わない。）を理由として期限の利益を喪失し、かつかかる期限の利益喪失が取消されないかまたは無効とされないとき。
- (d) 元本総額10,000,000米ドル（または他の通貨によるその相当額）超のメキシコの公的対外債務の支払が期日においてなされず、かかる懈怠が、いずれかの本債権者によりかかる懈怠の治癒を求める書面による通知が財務代理人の本店においてメキシコに対して行われた（かかる通知の際には、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示しなければならない。）後、30日間継続したとき。
- (e) メキシコの公的対外債務の元本または利息の支払についてメキシコがモラトリアムを宣言したとき。
- 上記通知が財務代理人によりその本店で受領されたとき、かかる日の前までに当該債務不履行事由のすべてが治癒されなかった場合には、当該本債権者が保有するいずれの本債券も直ちに期限の利益を喪失し、当該受領の日（当日を含む。）までの経過利息とともに本債券の金額で支払われる。
- (i) 債務不履行事由のいずれかが発生しているか、または()時間の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由のいずれかを構成することとなる事態が存在する場合には、メキシコは、直ちに、また上記()の場合にはかかる事態がメキシコの知るところとなった時点で直ちに、財務代理人に当

該事由または事態を通知し、直ちに本債権者に対して当該事由または事態を公告しなければならない。ただし、上記()の場合、当該事態が関連する猶予期間内に治癒されるとメキシコが合理的に考える場合には、当該公告を行うことを要しない。本「12 その他 - (4)」において、当該事由または事態が上記(b)ないし(e)に掲げる債務不履行事由のいずれかに関連しており、かつすべての本債権者に対する直接の通知が機構の業務規程上認められる場合は、かかる直接の通知を以って、当該事由または事態の公告に代えることができる。

本「12 その他 - (4)」に基づく手続に要する一切の費用は、これをメキシコの負担とする。

(5) 本債券の債券原簿は、財務代理人がメキシコに代わりこれを作成の上管理し、財務代理人の本店に備え置く。

(6) 本債券の元金もしくは利息または債券の要項に基づき支払われるべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所により下されまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合は、当該判決または命令に関して本債権者が当該通貨で受領または回収した金額は日本円で受領または回収した限度でのみメキシコの債務履行となるものとし、メキシコは、本債権者に対し、(i)かかる判決もしくは命令またはその一部のために日本円により表示された金額が当該他の通貨に換算された日または換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決もしくは命令またはその一部の執行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、メキシコの他の債務から独立した別個の債務であり、メキシコに対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にかかわらず引続き完全に有効に存続する。

(7) メキシコは、本債権者の同意を得ることなく、発行日、発行価格および利息の初回支払を除くすべての点で債券の要項と同一の条項および条件を有する追加の債務証券を随時創設し発行することができる。このようにして発行された追加の債務証券は、本債券と統合され、本債券と同一のシリーズを構成する。ただし、当該統合がその時点における機構の業務規程によって認められ、かつ財務代理人によるその実施が実務上実行可能である場合に限る。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

メキシコは、本債券の募集による正味発行手取金を、その国内および対外債務の借換え、買入れまたは消却を含むメキシコ政府の一般目的のために使用することを意図している。念のため付言すると、以下に定義する適格サステナブル支出は、一般目的のための使用に含まれている。

2026年1月、メキシコは、2015年の国連総会が2030年に向けて設定した持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の実施に対するコミットメントの一環として、SDGソブリン債の発行に係るフレームワークの最新版（以下「ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワーク」という。）を公表した。ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークは、それぞれ2025年6月に更新された国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）およびソーシャルボンド原則（SBP）、2021年6月に更新されたサステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）ならびにローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケーション&トレーディング協会（LSTA）およびアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）が発行するソーシャルローン原則（2025年）（SLP）に沿ったものである。メキシコは、本債券の発行による純手取金に等しい金額を、ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づく適格サステナブル支出（以下「適格サステナブル支出」という。）に該当し、かつ2026年度に係るメキシコの連邦歳出予算（*Presupuesto de Egresos de la Federación*、以下「連邦歳出予算」という。）に含まれる予算上のプログラムに帳簿上配分する意向である。

適格サステナブル支出は、ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークに記載された一定のSDGsに沿っている。2026年度連邦歳出予算に定める本取引に係る適格サステナブル支出には、とりわけ次の一または複数のカテゴリー（食料安全保障と持続可能な農業、ヘルスケア、教育、金融包摂と雇用、持続可能かつ強靱なインフラ、水資源と衛生、手ごろな価格のクリーンなエネルギー、不平等の是正、持続可能な都市とコミュニティ、気候変動の緩和と気候変動への適応、および生物多様性と生態系保全）における租税支出（補助金および税の減免）、運営支出、現物資産への投資、公共インフラの維持費、無形資産および公的または民間組織への資本移転が含まれることがある。ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークの下で、適格サステナブル支出の要件を満たす社会予算プログラムは、脆弱な立場にある人々、十分なサービスを受けていない人々ならびに中小企業および気候変動の影響を受けやすい部門という3つの主要グループを最終的な対象としている。これには、とりわけ、最貧困層、子供および若者、女性、高齢者、障がい者、失業者および低所得者、先住民族およびアフリカ系メキシコ人、農村および周縁地域のコミュニティ、農業従事者、必要不可欠なサービスおよびインフラへのアクセスが限定されている人々、ならびに中小企業および気候変動リスクに特にさらされている部門が含まれる可能性がある。

メキシコは、ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークに従って、いずれかのサステナブルファイナンス商品（以下「SFI」という。）が残存する限り、SFIの資金充当およびインパクトに関する年次報告書を公表する方針をとっている。同報告書は、（ ）各会計年度のSFIの構成と金額の内訳および各適格サステナブル支出への帳簿上の配分を記載した資金充当情報、ならびに（ ）持続可能な定性的・定量的インパクト指標とそれらに適用される方法論および適格サステナブル支出の選定ケーススタディに関するインパクト情報で構成される。この報告方針はメキシコの契約上の義務ではなく、メキシコはいつでもその報告方針を変更するかまたは方針に従わない決定をすることができる。メキシコがかかる報告書を提出する場合は、これらは財務省（*Secretaría de Hacienda y Crédito Público*）のウェブサイトの指定されたページにおいて公表される。

ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークおよびその下で企図されている行為は、本書または債券の要項に組み込まれるものではない。これらは強制可能なメキシコの契約上の義務を構成するものではない。

第4【法律意見】

本債券の募集にかかる訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出の適法性に関するメキシコ財務省の財務事項担当連邦財政法務副長官の法律意見書は、かかる追補書類とともに提出され、当該意見書の内容はかかる追補書類に記載される予定である。

第5【その他の記載事項】

メキシコ合衆国のソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワーク

1. 調達資金の用途

メキシコのソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワーク（本「第5 その他の記載事項」において、以下「本フレームワーク」という。）は、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が発行する最新のグリーンボンド原則（2025年）（以下「GBP」という。）、ソーシャルボンド原則（2025年）（以下「SBP」という。）およびサステナビリティボンド・ガイドライン（2021年）（以下「SBG」という。）ならびにローン市場協会（以下「LMA」という。）、ローン・シンジケーション&トレーディング協会（以下「LSTA」という。）およびアジア太平洋ローン市場協会（以下「APLMA」という。）が発行するグリーンローン原則（2025年）（以下「GLP」という。）およびソーシャルローン原則（2025年）（以下「SLP」という。）に整合するよう設計されている。

本フレームワークに基づき、メキシコは以下の各ラベルの下で、債券およびローンを含む（ただしこれらに限定されない。）様々なラベル付きサステナブルファイナンス商品（以下「SFI」という。）を発行することができる。

- ・持続可能な開発目標（以下「SDG」という。）⁽¹⁾
- ・グリーン
- ・ブルー⁽²⁾
- ・ソーシャル
- ・サステナビリティ
- ・その他テーマ別ラベル（トランジション、ネイチャー、生物多様性⁽³⁾および気候変動への適応・レジリエンス⁽⁴⁾を含む。）

注：

- (1) SDG債は、本フレームワークで定義されるグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトのいかなる組み合わせにも資金を提供する。
- (2) ブルーボンドおよびブルーローンの適格性基準は、ICMAの「持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債券：実務者ガイド」（<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>）および国際金融公社（以下「IFC」という。）の「ブルーファイナンス・ガイドライン 第2.0版（2025年）」（<https://www.ifc.org/content/dam/ifc/doc/2025/guidance-for-blue-finance-v2-0.pdf>）に整合している。
- (3) ネイチャーボンド/ローンおよび生物多様性ボンド/ローンの適格性基準は、ICMAの「自然関連サステナブルボンドに関する実務者ガイド（2025年）」（<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf>）に整合している。
- (4) テーマ別ラベルの適格性基準は、案件ごとに個別に決定される。

これらのSFIはすべて、以下に詳述するとおり、当該会計年度の連邦予算に含まれるESE（以下に定義する。）に紐付けられる。連邦予算内のESEは、対応する会計年度中にSFIへの帳簿上の配分が許可される。

ESEは、国の機関、地方自治体、企業および家計から生じ、またはこれらによって生成されうる。ESEは、土地、エネルギー効率の高い建物、インフラおよび病院などの実物資産、または教育、医療サービス、人的

資本および組織ならびに応用研究およびイノベーションなどの無形資産（ただし、これらに限定されない。）に関連する。

疑義を避けるため、目論見書または類似の発行関連文書に記載される元利金の支払いは、以下に記載するESEの選定または実績を条件とするものではない。したがって、調達資金の使途が本フレームワークに関連するSFIの資金提供者（貸付人および投資家を含む。）は、プロジェクト関連リスクを負わない。

適格サステナブル支出（以下「ESE」という。）

ESEとは、連邦予算に含まれ、また下院により毎年承認されるメキシコの予算プログラム内の支出であり、関連するSDGs⁽¹⁾にも整合するものである。

注：

- (1) 2025年、メキシコは、予算プログラムを持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）およびそのターゲットに紐付けるための方法論の更新版を策定した。かかる方法論は、以下において入手可能である。

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/1001436/Anexo_2_Vinculacion_de_los_Pp_con_los_Objetivos_de_Developmento_Sostenible.pdf

特定のESE、具体的には社会的支出に分類されるものには、メキシコのSDGギャップが最大となる地域に向けられることを確保するため、地理空間適格性基準が適用される。さらに、ESEとメキシコのサステナブル・タクソノミー（以下「MST」という。）の最新版およびその技術的基準との整合性を強化する取組みが進められている。このアプローチは、プロジェクトがMSTにおいて定義されたサステナビリティ目標に有意義に貢献する活動に整合することを確保することで、支出の環境的および社会的インパクトを高めることを目的としている。

本フレームワークは、SFIに紐付けられる可能性のあるESEの詳細な一覧表（すなわち、下記「主な予算支出」および「適格性基準および調達資金の使途のカテゴリー」の各表）を掲げている。メキシコの法令における法的考慮事項に基づき、本フレームワーク内ではすべてのSDGsが対象とされているわけではない。選定されたSDGsは、（本「第5 その他の記載事項」に基づき）予算支出に対する具体的なSDG貢献が確認されたものである。以下の表の構成は、SDGの説明、本フレームワークの整合のために用いられる各ICMA原則のカテゴリー、適格性基準および対象となる人々を示している。

予算支出の種類

以下の表は、SFIによる調達資金に紐付けられる可能性のある予算支出の種類の概要である。

主な予算支出	
1. 投資支出 ：社会的または環境的に必要不可欠なサービスを提供する施設、建造物、ネットワーク、システム、プラント、不動産、設備または物理的資産などへの資本投資	2. 補助金、助成金、融資 ：基本的なサービスを保証するため、または行動を変容させるための助成金または低利融資の形での金銭的インセンティブ（以下「ナッジ・ポリシー」という。）。これらには、保証価格が含まれる場合もある。
3. 租税支出 ：環境的または社会的目的を追求または奨励するための、税の免除および通常の税制（税率、課税ベースを含む。）の適用除外であり、ナッジ・ポリシーまたは行動変容ポリシーの一環である。これらの支出は、個々の世帯または企業のいずれかを対象とし、その設計および／または目的により特定の状況（企業の場合は売上高または従業員数、世帯の場合は所得水準または家族構成）に関連する条件が付される場合がある。	4. 運営支出 ：公共サービスを運営し、公共財を提供するための中央政府による支出（国際連合（以下「国連」という。）の2008年版国民経済計算体系によると、こうした支出はすべてのOECD加盟国において行われており、生産コストのカテゴリーに含まれている。）であり、支出先は市民または企業に金銭または現物による給付を行う「専門的な」行政機関または団体（学校や病院を運営する団体）に制限されている。
5. 介入支出 ：独自の法的地位を持つ公的機関（省庁以外）への中央政府からの資金の移転または拠出金である。例：国有企業および官民パートナーシップ（PPP）の有用性に対する支払い。	

メキシコのサステナブル・タクソノミー（MST）の適用

本フレームワークは、メキシコのサステナビリティ目標を支援する活動に対してより多くの公的および民間の財政資源を動員するための指針文書として、ESEとMSTとの整合性について毎年報告するという財務省の意図を定めている。

財務省は、下記「MSTマッピングプロセスの例示」の図に示すESE審査プロセスに関与する関連省庁および機関と緊密に連携し、多層的な報告アプローチを採用する。これは、ESEがMSTに基づき適格（すなわち、ESEが少なくとも1つの経済活動に関連付けられる。）、MSTに部分的に整合（すなわち、ESEが少なくとも1つの技術的評価基準を満たしている。）または整合（すなわち、ESEがすべての技術的評価基準を満たしている。）のいずれとみなされるかを評価および定義し、以下の基準および実行可能な範囲でのジェンダー平等指数に基づき、下記「4．レポートニング」に記載のとおり結果を毎年公表することを目標としている。すなわち、

- ・サステナブル目標
- ・サステナブル経済活動
- ・実質的貢献
- ・重大な害を及ぼさないこと
- ・最低限のセーフガード

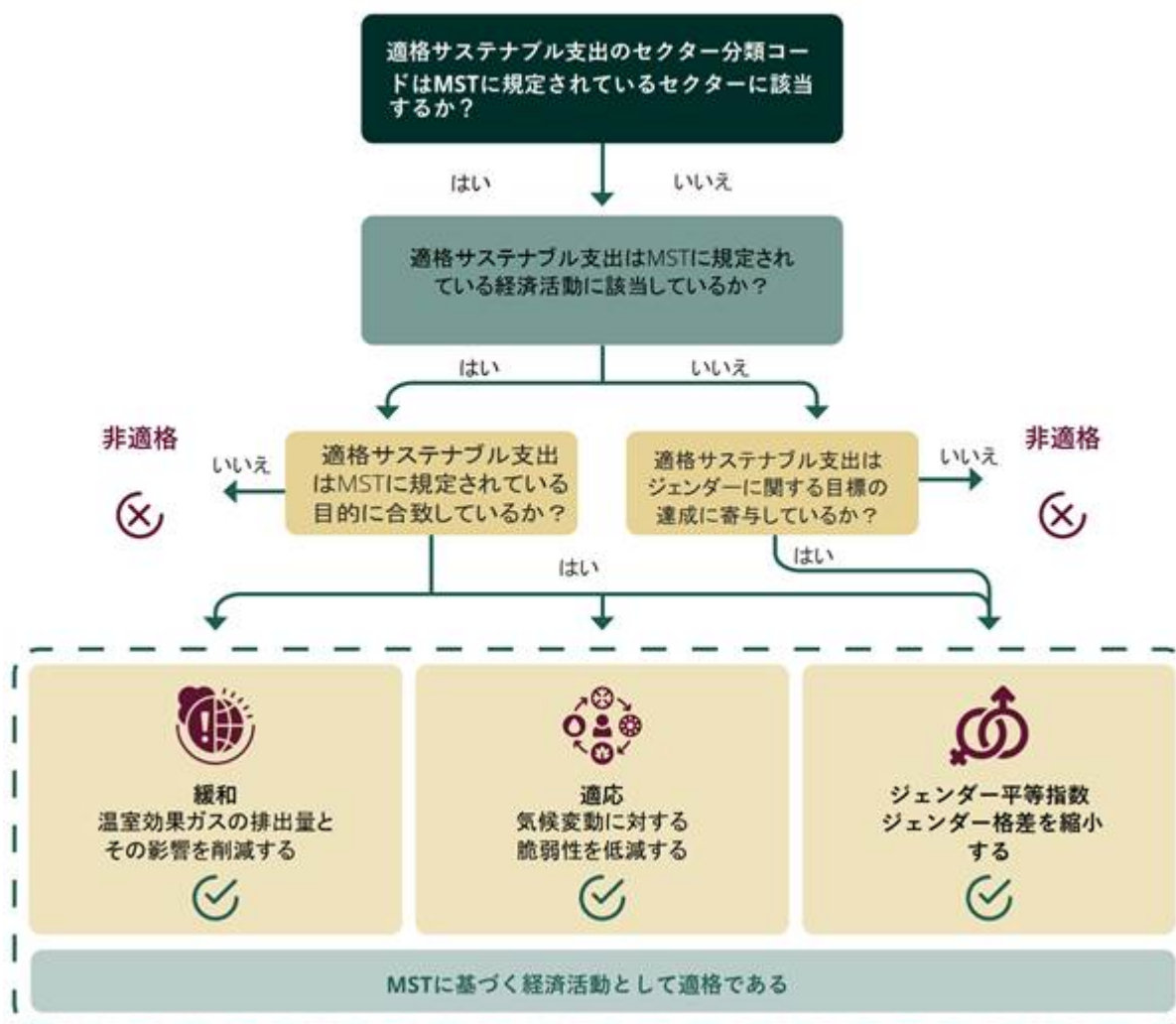
相互運用性および報告の透明性を高めるため、SDGsからMST活動へのマッピングが策定されている。このマッピングはMST整合性の参考例を示したものであり、詳細な報告、情報および関連するケーススタディがベストエフォートベースで年次の報告書⁽¹⁾を通じて重点的に記述される。同様に、生物多様性目標などのさらなるMST目標が策定されるに従い、整合性および報告の演習は同じ論理に従うこととなる。

注：

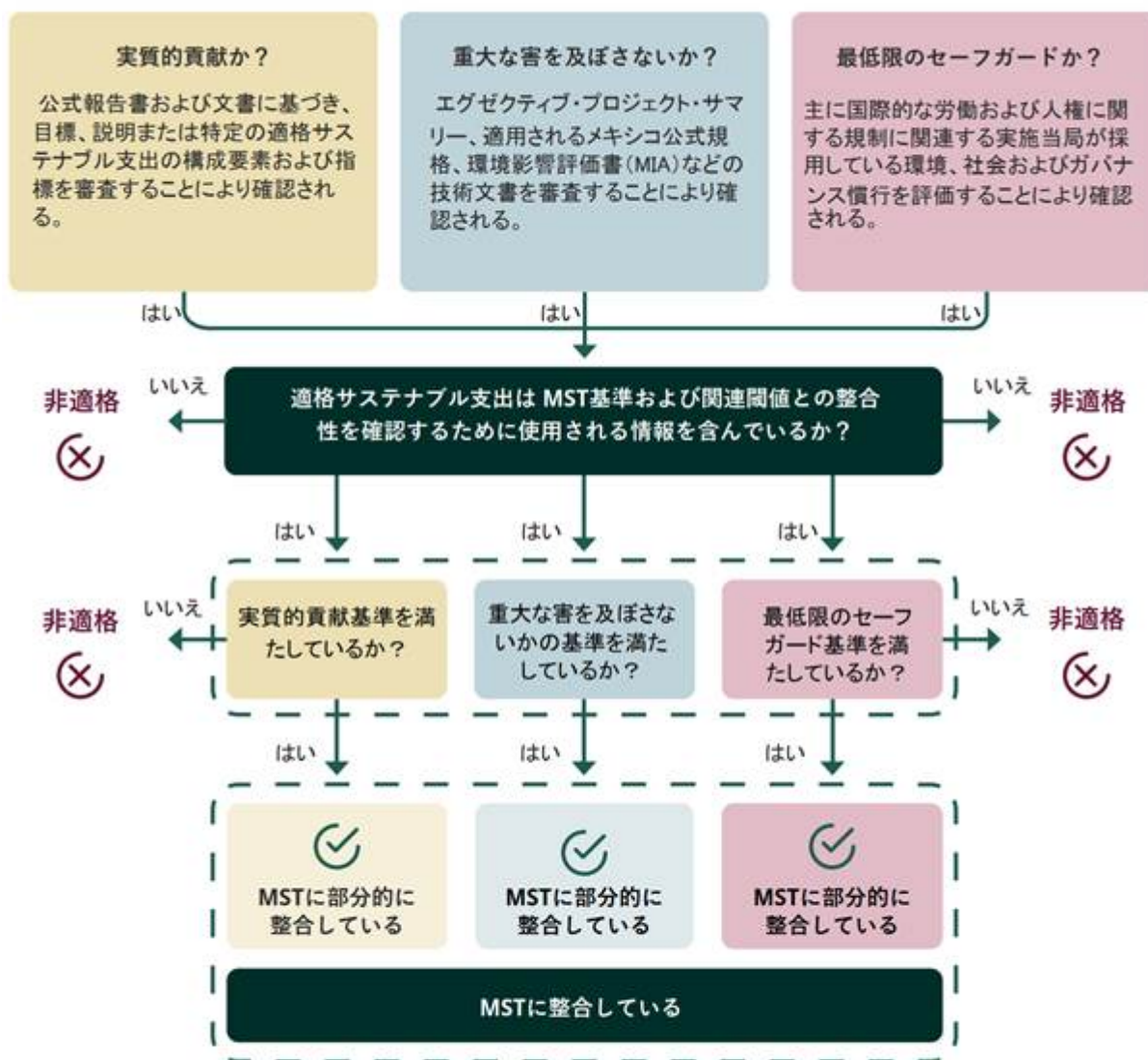
(1) 疑義を避けるため、MSTとの適格性または整合性は、本フレームワークに基づくファイナンスの要件ではない。詳細なマッピングは年次の報告書に反映される。

MSTマッピングプロセスの例示

フェーズ 1: MSTに基づく適格性判定



フェーズ2: MSTに基づく活動および目標の審査(部分的整合 vs 整合)



整合している: すべての技術的評価基準を満たしている。

部分的に整合している: 技術的評価基準（すなわち、実質的貢献、重大な害を及ぼさないこと、および最低限のセーフガード）のうちの少なくとも1つを満たしている。

**ESEに紐付けられた主要SDGsの概要および
2025-2030年国家開発計画（以下「NDP」という。）との関係**

ESEに紐付けられたSDGs	2025-2030年NDPの総合軸および横断軸
2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう	総合軸 2：ウェルビーイングとヒューマニズムによる発展
8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	総合軸 3：道徳経済と労働
6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう	総合軸 4：持続可能な開発
10 人や国の不平等をなくそう	横断軸 1：実質的平等と女性の権利
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	横断軸 2：公共イノベーションとテクノロジー
4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう	横断軸 3：先住民族およびアフリカ系メキシコ人コミュニティの権利

* 上記「ESEに紐付けられたSDGs」に記載された各番号は、SDGsアイコンを示している。

対象となる人々

SBPは、各ESEの対象となる人々の明確な特定を求めている。そのため、財務省は各プロジェクトの想定受益者のリストを以下のとおり策定した。財務省は、これらの人々を対象とすることで、脆弱な立場にあり十分なサービスを受けておらず、かつ周縁化された集団に対する多様性、公平性および包摂性を促進することを意図している。

各プロジェクトには、地理空間基準の適用と併せて、1つ以上の対象となる人々が割り当てられる場合がある。

対象となる人々には、以下のような様々なグループが含まれる。

対象となる人々	定義	対象となる人々の例示
---------	----	------------

1. 脆弱な立場にある人々	年齢層、健康状態、障がいの有無、性自認、経済状況または開発イニシアチブもしくははより広範な社会的困難に伴う負の結果を予見し、管理し、かかる結果から回復する能力を潜在的に制限する様々な社会的決定要因などの要素により、脆弱性が高い状態にある個人。	年齢およびジェンダーに基づく脆弱性： ・乳幼児、子供およびティーンエイジャー ・現在就業しておらずまた教育プログラムに在籍していない若者（18～29歳） ・高齢者 ・女性 健康・能力に基づく脆弱性： ・学生を含む障がい者 ・疾病に罹患した人々 社会経済的脆弱性： ・失業者 ・極度の貧困状態にある人々 ・低所得の労働者世帯 ・低所得家庭および／または恵まれない環境にある学生
2. 十分なサービスを受けていない人々	基本的サービス、基礎インフラまたは重要な機会へのアクセスが制限されているかまたは不十分なコミュニティ。これには、孤立した地域または農村部における十分なサービスを受けていない人々、先住民コミュニティ、少数民族グループおよびインフラが不十分な地域または環境上の危険に著しくさらされている地域の住民が含まれる。	民族・文化的集団： ・先住民民族⁽¹⁾ ・アフリカ系メキシコ人⁽²⁾ 地理的に十分なサービスを受けていない人々： ・農村の住民 ・農業従事者 ・医療サービスが不足している周縁地域の住民 ・不正規居住地の住民 ・沿岸州の住民 ・極端な気象・水文災害の影響を受けやすい農村地域 ・都市部および周辺地域 ・主要輸送ルート 十分な教育を受けていない人々： ・基礎教育を受けていない成人
3. 中小企業および気候変動の影響を受けやすい部門	国の基準で定められた収益、資産または従業員数の一定の閾値を下回る事業体。このカテゴリーには、小規模農家および各種部門の企業が含まれており、これらは経済発展および雇用創出に著しく貢献しているにもかかわらず、資本、市場および成長機会へのアクセスにおいてしばしば課題に直面している。	中小企業： ・小規模・中規模生産者（20ヘクタール以下） ・中小零細企業（SME） 気候変動の影響を受けやすい部門： ・農業、工業、エネルギーおよび観光部門

注：

(1) 国立統計地理情報院（以下「INEGI」という。）の用語による先住民民族：La población indígena en México / INEGI (https://cuentame.inegi.org.mx/explora/poblacion/pueblos_indigenas/)

(2) INEGIの用語によるアフリカ系メキシコ人：Afrodescendientes / México, un país multicultural / INEGI (<https://cuentame.inegi.org.mx/descubre/poblacion/afrodescendientes/>)

適格性基準および調達資金の用途のカテゴリー

SDG 2			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無 ⁽¹⁾	適格性基準

2 飢餓をゼロに 食料安全保障および必要不可欠なサービスへのアクセスを確保する	食料安全保障と持続可能な食料システム	あり	農業のリスク管理および強靱化 ・ 農業部門の安定性およびレジリエンス（強靱性）を確保する、気候関連事象（干ばつ、洪水など）、病害虫、地震およびその他の農業リスクによる損失からの小規模生産者の保護 ・ フードロスの防止、生産性の向上および生産者の市場アクセスの改善（食品保存性能の高い倉庫やサプライチェーンの連結性向上を含む。）
		なし	食料の安全保障と食料へのアクセス ・ 子供の栄養状態の改善に向けた、健康的で栄養価の高い食料提供プログラム ・ 主食品を手ごろな価格で提供するための支援（地域の生産チェーン、協同組合方式および地元生産者の暮らし向上に向けた取組みや、輸入依存度の低減に向けた取組みを含む。）
		あり	小規模・中規模生産者（20ヘクタール以下）への支援 ・ 小規模・中規模主食生産者向けの支援および補助金（農業生産の持続可能性の向上） ・ フェアトレード認証品の振興に向けたプログラムおよび支援 ・ 生産収量の向上、農業効率の改善ならびに／または農産物の栄養価の強化、衛生・安全面の向上および環境フットプリントの低減のための能力強化に向けた、農業・食品部門における能力構築および研究
		なし	持続可能な農業および水産養殖 ・ 天然資源を保全しつつ適切な収穫量を最適化するための持続可能な農作物栽培技術（水耕栽培を含む。） ・ 混農林業（アグロフォレストリー）および水産養殖における持続可能な生産 ・ ベストプラクティスに基づく繁殖・生産手法 ・ 気候変動対応型農業（再生型農業の実践、有機バイオ肥料および／またはバイオ農薬の使用を促しつつ、合成肥料（リン酸二アンモニウムや尿素など）や農薬の使用を減らすことによる土壌の劣化や生態系・生息地の喪失の防止もしくは最小化、または土壌炭素貯蔵の促進を含む。）

注：

(1) 詳細については、「2. 支出の評価と選定のプロセス」を参照のこと。

SDG 3			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無	適格性基準
3 すべての人に健康と福祉を 質の高い医療サービスへの適切なアクセスを確保し、差別的な障壁を排除し、異なる社会集団および地域間のサービス格差を解消し、医療資源の創出およびその効果的な活用を確保する	必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）	あり	医療インフラおよび医療サービス ・ 公的な、無償のまたは一部公費負担の医療サービスを提供する病院、クリニック、救急医療施設、専門医療施設、リハビリテーション施設、検査機関その他の医療インフラの建設、改修および整備 ・ 公衆衛生制度に基づく疾病の検出・予防（先端技術、ワクチンおよび医薬品を活用するもの） ・ 公的な救急医療対応や疾病管理のためのインフラおよび機材の整備 ・ 公的医療用機材および基礎的医療サービスの提供および配置（（ ）一次医療、（ ）救急医療、（ ）専門医療、（ ）入院治療、（ ）メンタルヘルス・サービス、（ ）リハビリテーション・サービス、（ ）予防医療および（ ）緩和ケアを含むが、これらに限定されない。） ・ 公衆衛生関連の研究・技術開発への資金提供
		あり	公衆衛生従事者への支援 ・ 医療、公衆衛生および救急対応従事者のための教育、職業訓練および研究施設 ・ 公衆衛生従事者に対する資材、移動手段および研修プログラムの支援
		あり	公衆衛生に関するテーマ特化型の取り組み ・ 依存症の予防およびケア ・ 公的サービスや専門設備の活用を通じた、性に関する健康、妊産婦の健康および女性の健康の向上 ・ 性感染症の予防および治療 ・ 適切に保健衛生サービスを規制し医療施設を監督するためのプログラム
	社会経済的向上とエンパワーメント	あり	スポーツの振興 ・ スポーツ振興に向けた取り組み（コミュニティ・プログラム、アスリート育成、助成金および啓発キャンペーンを含む。）

SDG 4

SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無	適格性基準
4 質の高い 教育をみんなに 教育インフラを整備し、基礎的設備を学校に提供する すべての人に包摂的かつ質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する	必要不可欠なサービスへのアクセス（教育） 社会経済的向上とエンパワーメント	あり	教育インフラおよび教育資源 ・ 教育資材（デジタル学習ツール、実験機具、図書館資源、実習用機材、通信・ITインフラおよび教室備品を含むが、これらに限定されない。） ・ 公立学校、キャンパス、学生寮、学習センター、実験施設・図書館、技術・職業訓練機関、コミュニティセンターおよび学生レクリエーション施設 ・ 公立学校におけるスポーツ、芸術および文化活動プログラムならびに体育支援インフラ（放課後プログラムを含む。） ・ 低炭素経済の発展を支える科学研究・イノベーション支援教育プログラム
		あり	資金援助、研修および教育支援 ・ 教育評価、政策ガイドライン、モニタリング枠組みおよびデータ・システム（国の意思決定および地方での実施を支えるもの）の設計および展開： »教育モニタリング指標の策定・更新 »調査・評価の実施 »教育の改善を促す政策提言および関連資料の公表 »連邦・州の教育当局間の調整メカニズム ・ 基礎教育、高校、学部および大学院での修学のための資金援助（教育アクセスの向上に向けた学生のニーズに応じた援助および大学側への支援を含む。） ・ 創作、舞台および文化芸術教育向けの財政支援（芸術・文化の発展に関する資源へのアクセスの確保） ・ 公教育制度の教職員向けプログラム、大学院課程の充実、若年失業者のための職業技術訓練、および国際的な活動機会を広げるための外国語・地域言語教育

SDG 6			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無	適格性基準

6 安全な水とトイレを世界中に クリーンな水および衛生へのアクセス 生産部門向け水供給および水資源管理 水害対策（レジリエンス／気候変動への適応）	持続可能な水資源および排水の管理 手ごろな価格の基本的インフラ設備（安全な飲料水、下水道、衛生設備）	なし	公共衛生および利用者負担軽減策 ・ 水および衛生資源への手ごろな価格での公平なアクセスを確保するための財政支援 ・ 衛生設備インフラ、および下水道の機能・運営の強化に向けた取組み
	持続可能な水資源および排水の管理	なし	水資源インフラの整備および維持管理 ・ 浄水場、配水網、淡水化プラント、公共水利インフラ（ダムや取水堰など）、農業用水インフラ（灌漑施設など） ・ 水資源管理の改善、水質の確保および水域生態系のレジリエンス強化に向けた、自然を活用した解決策の実施
	持続可能な水資源および排水の管理 気候変動への適応	なし	水資源管理および緊急事態への備え ・ 雨水貯留システム、貯水施設、下水処理施設、淡水化プラントおよび水再利用システム ・ 配水効率と災害への備えを高めるための技術、計画、運用手順およびインフラの研究開発（ポンプ場、井戸監視システムおよび気象・水文予測情報基盤（早期警報システム）など）

SDG 7			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無	適格性基準

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 手ごろで信頼性の高い近代的エネルギーへのアクセス 再生可能エネルギーの割合を拡大し、エネルギー効率を改善する	エネルギー効率	なし	エネルギー効率化の取組み ・ 公共施設における20%以上の省エネの達成 ・ エネルギー効率の改善 ・ 持続可能エネルギーの活用
	再生可能エネルギー	なし	エネルギー生産 以下の整備および維持管理： ・ 再生可能エネルギー関連プロジェクト（風力、太陽光、集光型太陽光、海洋エネルギー、地熱（CO₂排出量100gCO₂/kWh未満）、バイオエネルギー（一般廃棄物由来や産業廃棄物由来など）および水力発電を含む。） ・ 原発プロジェクト ・ 低炭素水素プロジェクト（グリーン水素（再生可能エネルギー電力で水を電解して製造する水素など）およびブルー水素（炭素回収・貯留を組み入れた水蒸気改質または自熱改質により製造する水素など）を含む。）
	エネルギー効率 再生可能エネルギー	なし	再生可能エネルギーインフラおよび電力網の近代化 ・ 再生可能エネルギーと一体的に運用されるエネルギー貯蔵ソリューション（以下を含む。）： »機械的な技術（揚水式エネルギー貯蔵、圧縮空気エネルギー貯蔵） »熱・熱化学による技術（顕熱蓄熱、潜熱蓄熱、吸着・吸収蓄熱） »化学的な技術（酸素または水素ガスの貯蔵） ・ 再生可能エネルギーの活用とエネルギー効率化の取組みを効果的かつ一体的に支援するスマートグリッド技術、およびその人材育成プログラム ・ 送電線・配電線
		なし	トランジション活動：発電部門の移行支援 ・ バイオ燃料の製造 ・ 高効率コジェネレーション発電または混焼発電 ・ 炭素回収・貯留

SDG 8			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格性基準適用の有無	適格性基準

8 働きがいも 経済成長も すべての人に完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を確保する	社会経済的向上とエンパワーメント 雇用創出	あり	雇用、社会福祉および文化保全 ・ 雇用創出および雇用へのアクセス向上、職業訓練プログラム、奨学金ならびに小規模起業家の育成 ・ 文化遺産、教育遺産および自然遺産の保全、ならびに先住民族に伝わる伝統知の継承ネットワーク ・ 社会福祉プログラム、年金、住宅支援、デイケア・サービス、および労働者の権利の保護 ・ 観光、食料生産および生産インフラ部門における、持続可能で包摂的な雇用に向けた取り組み ・ 環境再生・保全活動に関連するディーセント・ジョブおよびグリーン・ジョブの創出
	社会経済的向上とエンパワーメント 必要不可欠なサービスへのアクセス（資金調達と金融サービス）	あり	金融包摂および経済活動へのアクセス ・ 金融サービスやデジタル決済システムの拡充（脆弱層や社会経済的弱者層への福祉給付の支給を含む。） ・ 金融サービス・インフラの整備（遠隔地や農村部における銀行支店の整備を含む。） ・ 金融リテラシーおよび金融包摂の向上、消費者および金融制度利用者の保護、ならびに福祉給付の支給

SDG 9			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格 性基準適用の 有無	適格性基準

9 産業と 技術革新の 基盤をつくろう 地域のインフラおよびサービスへのアクセス不足の解消	必要不可欠なサービスへのアクセス（電気通信） 手ごろな価格の基本的インフラ設備（電気通信）	あり	ブロードバンドおよび電気通信の整備 ・ 光ファイバー網の拡大および電気通信サービスの強化によるインターネット・アクセスの高速化
	気候変動への適応	あり	災害復旧およびインフラのレジリエンス ・ 気候変動および異常気象（ハリケーン、干ばつ、洪水、暴風雨、山火事その他の類似事象を含む。）に備えたインフラの強化。必要に応じて脆弱性評価や適応計画が組み込まれる。自然を活用した解決策を検討する。 ・ 非気候型自然災害（地震、噴火、津波、地滑り、陥没および生物災害を含む。）からの復旧対策の強化
	手ごろな価格の基本的インフラ設備（輸送）	あり	農村部のアクセス改善 ・ 交通アクセスの強化に向けた農村道路・支道および輸送ネットワークの整備（特に、アクセスが限られまたは重要社会インフラが不足している地域）
	循環型経済 エネルギー効率	あり	トランジション活動：製造業の脱炭素化 ・ データ処理産業および半導体産業の脱炭素化（（ ）データ処理・ホスティングおよび（ ）半導体製造を含む。） ・ 以下の分野を含む持続可能な製造インフラの近代化、改修および建設を通じた、低炭素型の生産への移行： »セメント、鉄鋼およびアルミニウム産業 »無機・有機基礎化学品の製造 »産業ガスの処理 »ケミカルリサイクル由来の一次プラスチック

SDG10			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適 格性基準適 用の有無	適格性基準

10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する	社会経済的向上とエンパワーメント	あり	包摂、平等および社会的保護の推進 ・ 物理的環境、デジタル環境および福祉への公平なアクセスを確保するためのアクセシビリティ基盤と財政支援 ・ 保護地域の保全、再生および効果的な管理、ならびに持続可能な管理および地域社会の参画の確保 ・ 危機に対するレジリエンスを強化するための緊急対応プログラム ・ ジェンダー主流化を組み込むための制度的取組み（ジェンダー政策、ジェンダー・パリティ戦略、資金追跡システム、およびプログラムや政策の策定におけるジェンダーに基づく分析を含むが、これらに限定されない。） ・ 脆弱な立場にある人々の権利擁護および包摂と平等の促進
---	------------------	----	---

SDG11			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適 格性基準適 用の有無	適格性基準

11 住み続けられるまちづくりを 公共交通機関および鉄道貨物の利用量の増加 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する	手ごろな価格の住宅	なし	手ごろな価格の住宅 集合賃貸住宅を含む手ごろな価格の住宅の建設、改修および維持管理、ならびに優先的な利用機会の確保
	手ごろな価格の基本的インフラ設備 社会経済的向上とエンパワーメント	なし	スポーツおよび文化保全 包摂を促進するための文化教育および芸術空間。異業種・異分野による読書会、歴史的建造物の修復、および史跡管理の推進のための文化遺産の基盤強化に向けた取り組み
	クリーンな交通 手ごろな価格の基本的インフラ設備（輸送）	なし	持続可能な輸送 - 公共空間における徒歩および自転車などのアクティブモビリティインフラ - 国際的なバス高速輸送（以下「BRT」という。）基準（ブロンズ、シルバーまたはゴールド）を満たすBRTシステム - 電気自動車およびハイブリッド車の充電インフラ、ならびにハイブリッド車および電気自動車の普及に向けた優遇措置 - 貨物や旅客輸送のための電化鉄道と近代化された車両 - クリーンモビリティ（電気バス専用ルート、鉄道駅、および鉄道や港湾インフラなど）の選択肢を組み込んだインターモーダルおよびマルチモーダルの輸送ハブ。割引や払戻プログラムを含む、手ごろな料金の公共交通機関を支援する取り組み
	汚染の予防および管理 エネルギー効率	なし	汚染管理 - 大気汚染管理システムを含む、短寿命気候汚染物質の削減 - キガリ改正へのメキシコのコミットメントに沿った、環境負荷の高い冷媒の代替プログラムの実施 - 地域ニーズに合わせたクリーンエネルギー・ソリューションの拡大 - 排出削減およびエネルギー効率向上のための省燃費型コンロおよび電化調理コンロの普及促進 - 原油流出の修復への注力
	クリーンな交通 汚染の予防および管理 循環型経済	なし	グリーン港湾インフラ - 低炭素エネルギー源と連携した陸電供給接続インフラおよび燃料供給インフラ（バンカーバージを含む。） - リサイクル不可能な廃棄物からエネルギーを生産し、循環型経済を促進するための固形廃棄物受入施設および廃棄物発電所 - 化石燃料を使用する船舶、クレーンおよび機器の低炭素または電動式の代替品への置換

	クリーンな交通 手ごろな価格の基本的インフラ設備（交通） グリーンビルディング	なし	トランジション活動：持続可能なインフラおよび輸送の推進 ・ 排出削減目的で設計されたハイブリッドおよびバイモダルの貨物 / 旅客鉄道および道路システム ・ より環境に配慮したモビリティソリューションを支援するための専門輸送ネットワークと港湾および沿岸インフラの近代化 ・ エネルギー効率および環境への影響の低減を確保する、戸建住宅および集合住宅、商業・サービス施設ならびに産業施設の持続可能な開発と改修
--	--	----	---

SDG12、13および14			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適 格性基準適 用の有無	適格性基準
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費 形態を確保する	循環型経済 汚染の予防および 管理	なし	持続可能な廃棄物管理とリサイクルの 取組み ・ 衛生埋立地におけるバイオガス回収システム ・ 有機廃棄物、紙、段ボール、プラスチック回収、林業廃棄物、堆肥化、およびリサイクル可能資材処理に特化した施設を含む、効率的な廃棄物処理。持続可能性を高め、循環型経済を促進するための電気廃棄物および電子機器のリサイクル専門システム ・ 教育や周知活動を通じて、発生源での効果的な廃棄物の分別を促進し、資源回収率を向上させ、埋立廃棄物を最小限に抑えるためのマスメディアによる広報キャンペーン

13 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動への適応	なし	気候レジリエンスおよび災害への備え 異常気象に対する脆弱性およびその影響を低減するための活動およびインフラ： ・ 異常気象や気候変動の影響に対する早期警報システム ・ 電力網の改修、消防士の訓練および消防設備を含む防火対策 ・ 水防体制および水流制御システムによるリスク低減 ・ 農業生産における土壌保護と干ばつに対するレジリエンスを強化する技術
	再生可能エネルギー エネルギー効率	なし	トランジション活動：低炭素技術への移行支援 ・ 低炭素経済への移行を推進または加速する技術の開発に焦点を当てた、科学研究およびイノベーションの支援プログラム
14 海の豊かさを守ろう 海洋の生物多様性と資源	陸域および海洋の生物多様性 生物自然資源の環境的に持続可能な管理	なし	環境の修復、保全および持続可能な管理 ・ 監督強化のための遠隔監視技術の実施を含む、環境規制の監査および執行 ・ 水質、生物多様性および生態系レジリエンスを保護するための、流域および水生生態系の保全、修復および持続可能な管理（持続可能な漁業や水産養殖プロジェクトを含む。） ・ 流域ベースの管理アプローチの適用、自然を活用した解決策の実施、および地域社会の積極的な関与の確保による、内陸水生生態系、沿岸海洋生態系および島嶼生態系の回復 ・ 生態系バランスや生物多様性保全を確保する、在来種、外来種および絶滅危惧種の水生生物を対象とした回復・再生プログラム ・ ベストプラクティスを遵守し、海洋生息地の保全と回復を支援し、生息地の侵害を防止する観光サービス

SDG15			
SDGの内容	ICMA 適格カテゴリー	地理空間適格性基準適用の有無	適格性基準

15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全、回復および持続可能な利用	陸域および海洋の生物多様性 生物自然資源の環境的に持続可能な管理	なし	保全、回復および生物多様性保護 ・ 絶滅危惧種の保全・回復プログラム、ならびに在来種の生息地の回復および再生 ・ 地域社会の生計を回復・強化するための農業林間放牧システムの構築による生産的再生 ・ 自然を活用した解決策の実施および地域社会の積極的な関与の確保による陸域生態系の回復 ・ ペストブラクティスを促進し、陸域生息地を再生し、環境への影響を最小限に抑えるエコツーリズムプロジェクト ・ 緩衝林帯、農業用植生帯、および処理済み下水汚泥の、生物由来の土壌安定化材としての責任ある利用などの、土地保全および再生策 ・ 生態系の持続可能性を支えるための、自然の再野生化への取組み、生物多様性回廊および気候変動に強い品種の栽培 ・ 林業の実践、野生生物の保全ならびに在来生態系および社会生態学的価値の高いその他の生態系の保護および再生の強化 ・ 地域社会を中心とした森林利用および持続可能な森林管理活動の促進 ・ 種を保護し、地域社会に利益を提供する野生生物管理ユニットへの支援
		なし	監督および環境ガバナンス ・ 国立公園や自然保護区の持続可能な管理および保護 ・ 森林破壊の防止および生物多様性への影響評価のための高度な追跡技術 ・ 環境法令を執行するためのコンプライアンス監査および遠隔監視システム
		なし	持続可能性のための官民パートナーシップ ・ 長期的な土地の保護に特化した保全地役権 ・ 私有地の保護区域の設置および管理のための民間の土地所有者向け優遇措置

除外とスクリーニング

以下の予算活動に関連するプロジェクトまたは資産は、本フレームワークの下ではESEとして適格とならない。

- ・ 化石燃料の探査、生産または輸送
- ・ アルコール、武器、タバコ、パーム油、牛ノ牛肉の生産、紛争鉱物または成人向け娯楽産業

さらに、すべての支出は、以下の活動のいずれにも関与していないことを確認するため、スクリーニングされる。

- 森林破壊または生物多様性の悪化
- 児童労働または強制労働
- メキシコの汚職防止法ならびに環境、社会およびガバナンスに関連するすべての法律、政策および手続きの違反

2．支出の評価と選定のプロセス

評価と選定のプロセスは、SFIによる調達資金が、予算および公的債務に関する法律、政策および手続きに従ってESEに帳簿上配分される（すなわち、SFIの発行額に応じて比例配分される）ことを確保する。財務省は、連邦予算に含まれる予算プログラムであるESEについて、毎年下院による承認を経た後、その評価と選定のプロセスを監督する。ESEは、下記「適格サステナブル支出のレビューの責任主体」および「適格サステナブル支出の評価と選定のプロセス」の図表に示すとおり、2030アジェンダ国家評議会執行事務局⁽¹⁾またはメキシコの気候変動省庁間委員会（以下「CICC」という。）内のファイナンス作業グループ（以下「GT-FIN」という。）⁽²⁾のいずれかと調整の上、管轄省庁に提出され審査を受ける。

注：

(1) *El Consejo Nacional / Economía / Gobierno / gob.mx*
(<https://www.economia.gob.mx/secna2030/ConsejoNacional.php>)

(2) *Comisión Intersecretarial de Cambio Climático / Gobierno / gob.mx*
(<https://cambioclimatico.gob.mx/comision-intersecretarial-de-cambio-climatico/>)

ESEのMSTとのマッピングレビューは、財務省と関係省庁との間で調整されたプロセスに従って実施される。環境的および社会的健全性を強化し、国の持続可能性に関する優先事項との一貫性を確保し、確立されたガイドラインの遵守を保証するために、ESEの適格性またはMSTとの整合性が精査および評価される。詳細については、上記「1．調達資金の使途」を参照のこと。

財務省は、以下のメカニズムを通じて、本フレームワークの履践およびガバナンスを監督する責任を負う。

- ESEの選定の見直し
- ESEのMSTとのマッピング
- 指定されたESEへの調達資金の帳簿上での配分の監督
- 報告および外部レビュー要件の遵守の確保
- 市場慣行および規制要件への適合を維持するための本フレームワークの将来の更新の管理

メキシコは、環境、社会およびガバナンスに関連する政策および手続きを定めており、これらは公共投資プロジェクトおよび生産活動が実施される間に関連組織⁽¹⁾によって監視および執行される。これには、環境影響評価書、国際労働機関の第169協定への準拠および市民参加に関する法律などの項目が含まれるが、これらに限定されない。

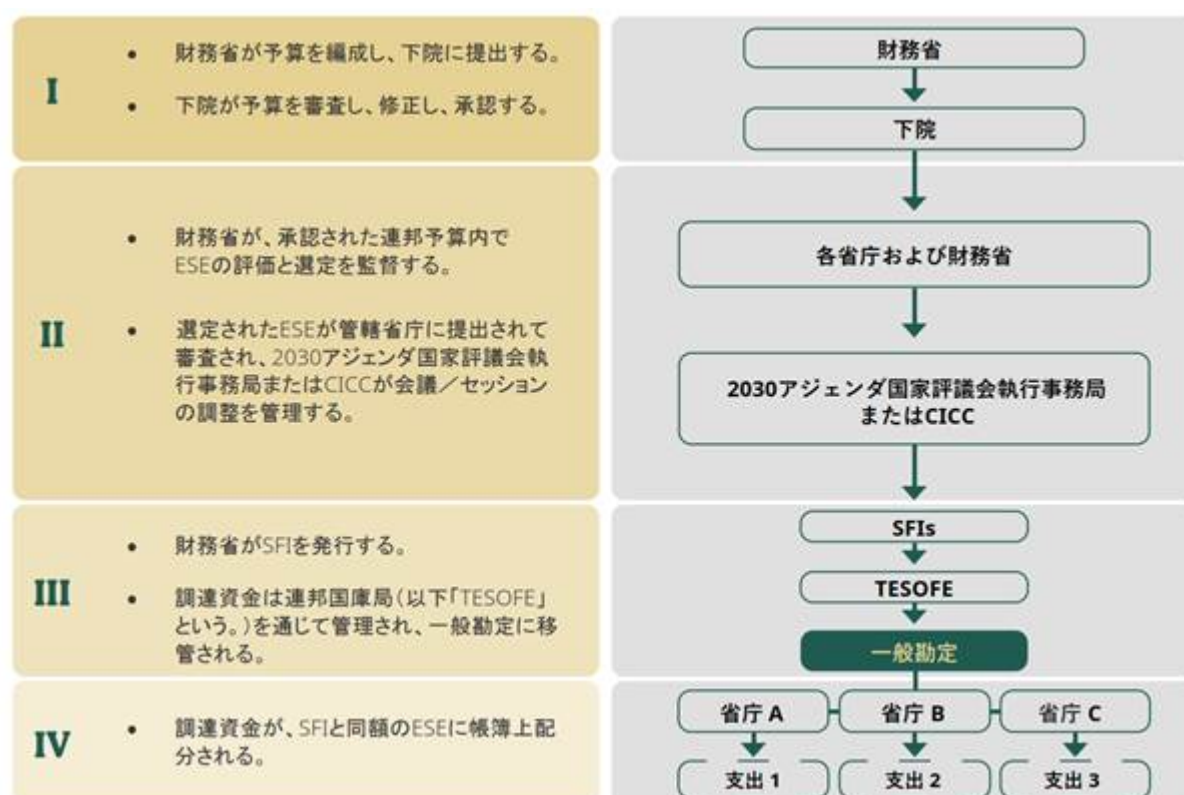
注：

(1) 環境資源省（SEMARNAT）、国家水委員会（CONAGUA）、農業・農村開発省（SADER）、連邦環境保護検察庁（PROFEPA）、国立生態学・気候変動研究所（INECC）、福祉省（BIENESTAR）、メキシコ社会保険庁（IMSS）、国立先住民族研究所（INPI）、労働社会福祉省（STPS）を含むが、これらに限定されない。

適格サステナブル支出のレビューの責任主体

2030アジェンダ国家評議会執行事務局	気候変動省庁間委員会
メキシコのSDGsの実施を監督する上で極めて重要な役割を担っている。同事務局は、この評議会内で、技術委員会間の調整を行うとともに、政府機関、市民社会および民間部門の取組みを連携させて、各政策が2030アジェンダと整合するよう確保する。 SDG専門技術委員会（以下「CTEODS」という。）は、モニタリング用データを提供するINEGIによって運営されている。	国の気候変動政策および戦略の調整を担う主要な政府機関である。この委員会は、パリ協定に基づくメキシコのコミットメント（国が決定する貢献（NDC）の更新を含む。）を策定する上で極めて重要な役割を果たしている。 14の省庁と国立生態学・気候変動研究所（INECC）が結集して、気候変動対策への統一的な取組みを確保している。同委員会は、政策の策定、部門間の対話、および気候変動の国家計画への統合を監督する。また、INEGIも常任オブザーバー機関として参加している。 CICCの下で財務省が主導するGT-FINは、気候変動の緩和および適応プロジェクトの実施を支援するための資金源を特定し、動員するとともに、社会共便益の促進も目指している。

適格サステナブル支出の評価と選定のプロセス



予算法

メキシコの予算法は、主に憲法、連邦公債法および連邦予算・財政報告責任法により規律されている。下院は財務省が提案する連邦予算を毎年承認し、資金が年次ベースで配分されている場合は現行のNDPおよび

2030アジェンダとの整合性を確保する。SFIからの調達資金により、対応する会計年度の連邦予算内でESEの予算額と同額が資金提供される。予算承認は毎年行われるため、すべてのプログラムは会計年度内に終了し、その継続はその後の連邦予算の承認次第となる。年次予算承認プロセスでは、国家開発計画立案システム、予算プログラムに基づくプログラム体系および実績評価システムが考慮される。

国家開発計画立案システムの組入れ：メキシコ为国家開発計画立案システムは、国の長期的な経済、社会および環境戦略の指針となる枠組みである。同制度はNDPに基盤を置き、計画、プログラム化および予算化という3つの主要レベルで運営され、政権の優先事項に合わせて6年ごとに更新される。予算化レベルにあるプロジェクトのみが、下院による予算承認のための行政府の提案に含められる。このメカニズムは、連邦政府と地方自治体間の協働を促進する民主的プロセスを推進するものとなっている。プログラムの構成は、下図に示すとおりである。

プログラムの構成および目標



予算プログラムに基づくプログラム体系：財務省が監督するこのシステムは、公的支出を予算プログラムに組み入れ、財政資源の効率的な配分を確保する。各プログラムは、支出を測定可能な成果に結びつけ、特定の政策目標を達成するように設計されている。財務省はこの体系を監督し、予算配分が国の優先事項および2030アジェンダと整合することを確保する。

実績評価システム：メキシコの実績評価システムは、成果指標マトリックス（以下「MIR」という。）に体系化された指標に基づき、政府プログラムの有効性を評価する結果重視の枠組みである。これは、公的支出を監視し、政策の影響を評価し、説明責任を確保する。このシステムは、指標および独立した評価を使用して進捗を測定し、政策立案者が戦略を精緻化し、資源配分を改善することを支援している。MIRは、予算プログラムの設計、構成、執行、監視、評価および改善に使用される各手段を結びつけるロジカルフレームワーク方法論を使用して開発された計画ツールである。年次予算をSDGsにマッピングするための詳細な方法論は、連邦予算で毎年公表される。⁽¹⁾

注：

- (1) 現行の方法論は以下に記載されている。Anexo Vinculacion del Presupuesto con la Agenda 2030 para el Desarrollo Sostenible / Hacienda / Gobierno / gob.mx
(https://www.ppef.hacienda.gob.mx/work/models/GYPPEF25Q/PPEF2025/lurbgnma/docs/exposicion/EM_Anexo.pdf)
方法論の改訂版は、2026年度連邦予算に反映される。Anexo 2 de los Lineamientos Aplicables a las Etapas de Programacion y Presupuestacion del Ciclo Presupuestario 2026 / Hacienda / Gobierno / gob.mx
(https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/1001436/Anexo_2_Vinculacion_de_los_Pp_con_los_Objetivos_de_Developmento_Sostenible.pdf)

地理空間基準

本フレームワークは、（社会的ギャップ水準が非常に高い・高い・中程度という分類による）社会的ギャップ指数に示された最も脆弱な地域および人々に向けた資金の帳簿上の配分をマッピングするための地理空間フィルターを組み込んでいる。このアプローチは、広範な全国平均を適用するのではなく、不利な地域に焦点を当てて社会関連支出の地域的適格性を優先する。グリーン関連支出は、特定の国民の層ではなく

社会全体に資することを意図しており、また場合によっては全国の複数の対象地域に地理的に所在しているため、地理空間基準から除外される。

この基準は、優先地域の区割り政策に立脚しており、社会開発政策評価国家評議会（以下「CONEVAL」という。）が当初開発した社会的ギャップ指数を使用して対象となる人々を精緻化するものであり、11のサブ指標が含まれている。指数データは、INEGIの国民および住宅に関する国勢調査ならびに中間調査から提供される情報に基づき5年ごとに収集され、最新の結果はSFI年次報告書に体系的に統合される。⁽¹⁾

このメカニズムは、公的資源の地理的配分を優先することにより、国のサステナビリティ目標に向けた進捗を妨げる地域格差の縮小を目指している。また、これにより、長期的なレジリエンスを強化する、より包括的かつ空間的にバランスのとれた開発モデルを支援している。

財務省は、地理空間ツールとして社会的ギャップ指数を引き続き使用する意向である。地理空間基準の変更は、SFI年次報告書で開示される。2025年5月に官報に掲載された改正に基づき、⁽²⁾ INEGIは、独立した自治機関として、CONEVALの貧困測定および社会政策評価機関としての機能を吸収する予定である。ただし、財務省は、メキシコにおける社会的ギャップの監視を担当する機関と連携しつつ、地理空間基準の継続性をベストエフォートベースで追求する。

注：

(1) 2025年7月23日、INEGIは、貧困測定および社会開発政策の包括的評価のための新たな権限に関するプレスリリースを公表した。

Censos Economicos 2024 / INEGI (<https://www.inegi.org.mx/programas/enigh/nc/2024/>)。

(2) *Reglamento Interior Del Instituto Nacional De Estadistica y Geografia / INEGI* (<https://sc.inegi.org.mx/repositorioNormateca/R09052025.pdf>)。

３．調達資金の管理

本フレームワークに基づくSFIからの調達資金は、メキシコのNDP、より広範なサステナビリティ戦略およびイニシアチブを支えている。本フレームワークの範囲内の各SFIは、下表に定めるプロセスに沿って、連邦予算内で特定されたESE群に割り当てられる。

調達資金管理プロセス

動的な監視：	余剰適格支出：	調達資金の管理：
下院により承認されたESEは定期的に評価され、不適格な項目が除外されることを確保する。ESEが適格性基準を満たさなくなったかまたはその他の理由で中止された場合、ベストエフォートベースで、正味調達資金は合理的に実行可能な範囲で速やかに再配分される。	財務省は、ESEの評価・選定プロセスにおいてレビューされ、承認されたとおり、各SFIについてESEの余剰額を維持することを目指す。ESEプールが所要額を下回った場合、差額を補填するために代替の要件を満たすESEが追加される。不足額または再配分があった場合は、SFI年次報告書で開示される。	各SFIからの正味調達資金は、当該会計年度の連邦予算を支援するためにメキシコのTESOFEに移管される。財務省は四半期ごとに予算配分を追跡し、ESEに対して同額の支出額が配分されることを確保する。一時的に未配分の調達資金は、現金または短期金融市場商品に投資され、メキシコの一般国庫政策に沿って管理される。

４．レポーティング

メキシコは、ESEへの資金配分ならびにESEから期待される環境および社会への影響について、投資家および金融機関に対する透明性および説明責任の確保に尽力している。関連省庁との強固な調整および協力を通じて、財務省は、本フレームワークの下でSFIが残存する限り、SFI年次報告書の公表を監督する。年次報告書は、財務省のウェブサイトの「ESGエンゲージメント（ESG Engagement）」のセクション（https://www.finanzaspublicas.hacienda.gob.mx/es/Finanzas_Publicas/Ingles#bonosoberano）で公表される。

財務省は、実行可能な範囲で、連邦予算、SFI、インパクト指標および関連する開示の要素をMSTと整合させるという取組みを強化している。包括的な整合性に関する開示は、SFI年次報告書を通じて毎年行われる。SFI年次報告書は、SFI全体にわたって透明性、説明責任および信頼性を確保するために不可欠である。同報告書は、資金が意図されたとおりを使用されていることを検証し、測定可能な環境的または社会的成果を示し、グリーンウォッシングの防止に貢献する。これらの年次報告書は、ステークホルダーの信頼を構築し、国際基準への準拠を支援し、実績の追跡を可能にし、戦略的意思決定のための情報を提供し、最終的にはサステナブルファイナンス市場の健全性および有効性を強化する。

資金充当レポーティング

SFI年次報告書は、各会計年度のSFIの構成および金額の詳細な内訳ならびにESEへの帳簿上の配分を記載する。メキシコは、ベストエフォートベースで、以下の情報を資金充当レポーティングを通じて開示する。

SFIの詳細：

- SFIの種類
- 残高
- 配分済みおよび未配分の調達資金
- 資金のESEへの帳簿上の配分（SDG別およびICMA適格カテゴリー別ならびにMSTへの整合度別に分類される。）

- テーマ別ラベルの配分
- 通貨別内訳
- 対外債務と国内債務の別

ESEの詳細：

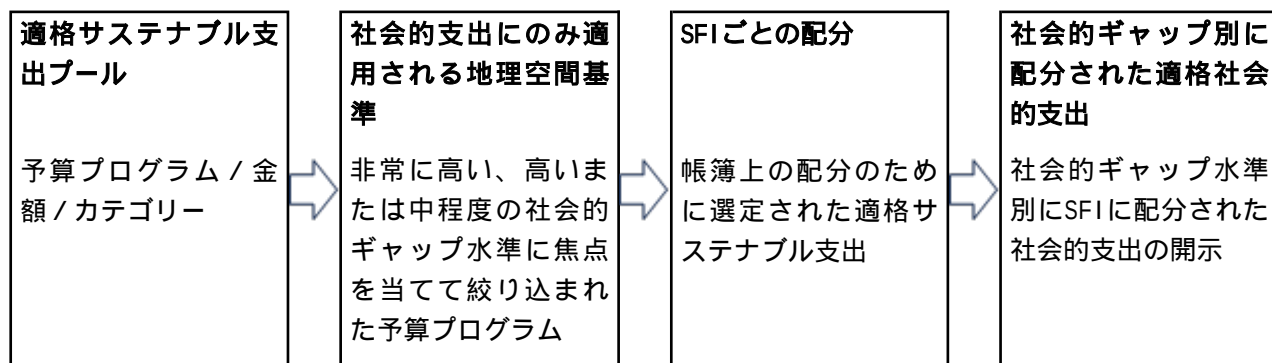
- 概要の説明
- SDG分類
- ICMA GBPおよびSBP適格カテゴリー
- 地理空間基準（該当する場合）
- MST評価（整合または部分的整合）⁽¹⁾およびマッピング（該当する場合）
- 横断的予算開示⁽²⁾

注：

- (1) 整合とは、すべての技術的評価基準の完全な遵守を意味し、部分的整合とは、技術的評価基準のうち少なくとも1つを満たすESEに関連するものである。該当しかつ実行可能な場合、ジェンダー指数の開示情報は、SFIの年次の資金充当レポーティングおよびインパクト・レポーティングを通じて入手可能となる。
- (2) メキシコ連邦予算の横断的付属文書は、ジェンダー平等、児童・青少年福祉、持続可能な農村開発および気候変動対策などの主要な国家優先事項に資源を配分する。また、省庁間の協力および包括的な政策設計を要する予算プログラムを分類し、定量化するためのツールとして機能する。

秘密保持契約、競争要因または対象プロジェクトの規模によって開示の詳細度が制限される場合、メキシコは概括的な情報またはポートフォリオ全体としての情報を提供する。一般的に、SFI年次報告書に基づく資金充当レポートは下図に定めるプロセスに従って行われ、帳簿上配分されることが期待される。

SFI資金充当レポートのプロセス



インパクト・レポート

SFI年次報告書は、ベストエフォートベースで、ICMAのグリーンボンド⁽¹⁾およびソーシャルボンド⁽²⁾に関するインパクト・レポートについての調和のとれた枠組み、追加的な現行および将来の国際的に認められた情報源⁽³⁾ならびにMSTで企図される指標に整合するものとする。メキシコは、データの入手可能性に応じて、インパクト・レポートを通じて以下の情報を開示する。

- ESEおよび / またはSDG分類ごとの持続可能な定性的および定量的インパクト指標：
 - **アウトプット / アウトカム指標**：ESEからの具体的な成果を提供する（建設された学校の数、エネルギー消費削減量または提供された医療サービスなど）。
 - **受益者指標**：個人、コミュニティまたは機関への直接的な影響を評価する（安全な飲料水を利用できるようになった人々の数、教育プログラムの恩恵を受けた学生数または金融支援を受けた世帯 / 農家数など）。
 - **現状指標**：主にSDG国家プラットフォームから得られる、国のサステナビリティの全般的な進捗状況および全国的な動向をマクロレベルで評価する（貧困削減、気候変動対策および社会的包摂など）。
- インパクト指標の作成に使用される方法論および仮定。
- 模範となるグリーンおよびソーシャルESEの選定ケーススタディ。

注：

- (1) ハンドブック - インパクト・レポートについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書 | ICMA | 2024
(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2024-updates/Handbook-Harmonised-Framework-for-Impact-Reporting-June-2024.pdf>)
- (2) ハンドブック - ソーシャルボンドに関するインパクト・レポートについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書 | ICMA | 2024 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2024-updates/ICMA-Handbook-Harmonised-Framework-for-Impact-Reporting-for-Social-Bonds-September-2024-250924.pdf>)
- (3) 例えば、サステナビリティ会計基準審議会、グローバル・レポート・イニシアチブおよび国際金融公社（ブルーファイナンス・ガイドライン、生物多様性の金融リファレンスガイド、インパクト・レポートのための生物多様性金融指標）が含まれるが、これらに限定されない。

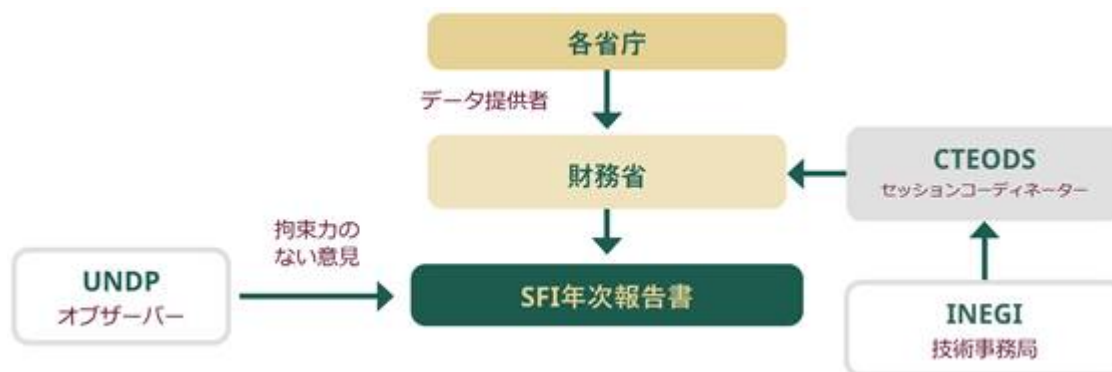
メキシコは、省庁の包括的なモニタリング指標と並行して、INEGIが監督するSDG国家プラットフォームを活用して、データのアクセシビリティを高め、持続可能な開発の進捗をより効果的に追跡する。SFI年次報告書において、インパクト・レポートに含まれる現状指標は財務省が選定し、管轄省庁と共同で毎年レビューされる。財務省は、INEGIを技術事務局とし、2030アジェンダ国家評議会執行事務局をセッションコーディネーターとして、指標改訂に関するセッションの調整を行う。これらのセッションは、下図に示すとおり、CTEODSを通じて、またはその他の改訂メカニズムを通じて、ベストエフォートベースで実施される。

CTEODSは、2030アジェンダに整合した公共政策の監視および評価に不可欠なデータ⁽¹⁾の生成および定期的な更新を確保することで、SDGsに関連する取り組みの調整において極めて重要な役割を果たしている。この徹底的な見直しに加え、SFI年次報告書は、その一貫性および方法論の原則との整合性を検証するために外部機関によるレビューを受ける。

注：

- (1) メキシコ大統領府の国家デジタル戦略調整局とINEGIが共同で開発した、持続可能な開発目標情報システム（SIODS）ツールを参照のこと。このシステムは、指標の地理的参照情報を提供し、動的なグラフで可視化するように設計されている。

インパクト・レポート・プロセス



外部機関によるレビュー

セカンド・パーティ・オピニオン

メキシコは、更新版である本フレームワークに関する独立したセカンド・パーティ・オピニオン（以下「SP0」という。）の実施をムーディーズに依頼した。SP0は、投資家および金融機関に対し、ESEから期待される環境的および社会的便益、ならびに本フレームワークと、GBP、SBP、SBG、GLP、SLP、ICMAの「持続可能なブルーエコノミーの資金調達のための債券：実務者ガイド」およびIFCの「ブルーファイナンス・ガイドライン 第2.0版」などの基準との整合性に関する独立した評価を提供する。

さらに、メキシコは、連邦予算内の対応するESEと本フレームワークとの整合性を検証する年次SP0または年次レビューを取得する意向である。実行可能な場合、年次SP0評価には、連邦予算内の対応するESEとMSTとの整合性のレビューも含まれる。

SP0は財務省のウェブサイト上で公表され、毎年更新されており、ESEがもたらすと予想される社会的および環境的利益に関する独立した評価を債券投資家に提供している。

ムーディーズ・レーティングスが提供した最新のSP0は2026年1月版である。この評価では、ムーディーズの評価尺度における最上位のスコアである、SQS1サステナビリティ・クオリティ・スコア（Excellent）が付与された。また、この評価によると、本フレームワークがICMAのGBP（2025年）およびSBP（2025年）ならび

にLMA、APLMAおよびLSTAのGLP（2025年）およびSLP（2025年）の4つの中核要素と整合していることも確認されている。

拘束力のない意見

国連開発計画（以下「UNDP」という。）は、サステナブルファイナンスにおけるメキシコのベストエフォートのオブザーバーとしての役割を継続し、本フレームワークに関する、またSFI年次報告書と、本フレームワークの定める基準およびUNDPの債券発行者向けSDGインパクト基準の核となる要素との整合性に関する、年次の拘束力のない意見を発行する。

報告書に対する外部レビュー

下院の独立した外部監査人である連邦上級会計監査院は、SFI年次報告書について独立した外部レビューを毎年実施して、ESEが本フレームワークに記載された適格性基準およびプロセスを遵守していることを検証し、さらに帳簿上の配分額が当該会計年度中に発行されたSFIに等しいことを保証する。⁽¹⁾

注：

(1) *Convenio ASF SHCP Firmado | Gobierno | gob.mx*

(https://www.asf.gob.mx/uploads/52_Convenios_con_otros_entes/CONVENIO_ASF-SHCP_FIRMADO.pdf)

改定

メキシコは、各種原則との継続的な整合性を確保するために本フレームワークを定期的にレビューする。更新は、基準の変更、科学の進歩、原則の改訂またはその他の必要な調整を反映するために行われることがある。いかなる改定も、市場の期待ならびに最新の国際的な気候、環境および社会基準との整合性を確保するため、SP0の提供者によるレビューを受ける。ただし、法律もしくは規制の変更により必要となる改定または文書の整備のための更新（例えば、曖昧な表現、事務上の誤りまたは誤植の訂正）などの軽微な改定については、外部機関によるレビューを要しない。本フレームワークの更新はすべて、財務省のウェブサイトで公表される。

本債券への投資を検討する者が考慮すべき事項

メキシコは、本債券の募集による正味発行手取金を、その国内および対外債務の借換え、買入れまたは消却を含むメキシコ政府の一般目的のために使用することを意図している。念のため付言すると、適格サステナブル支出は、一般目的のための使用に含まれている。

本書の「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」および「第5 その他の記載事項 - メキシコ合衆国のソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワーク」に記載したプロジェクトの事例は、例示のみを目的としたものであり、メキシコがかかる純手取金に等しい金額をこれら具体的な特徴を持った適格サステナブル支出に帳簿上配分することを保証するものではない。いかなるプロジェクトもグリーンおよび/またはソーシャル面での成果に関する投資家の期待を満たすことになることの保証はない。また、現在、特定のプロジェクトまたは本債券が「グリーン」、「ソーシャル」または「持続可能」として定義されるためにどのような正確な属性が必要かについての市場のコンセンサスは存在しておらず、よって選択されたプロジェクトがグリーンおよび/またはソーシャル面での成果に関するすべての投資家の期待を満たすことになることの保証を投資家に提供することはできない。さらに、本債券が投資家またはその投資が遵守することが期待される現在または将来の基準および/またはその他の規制もしくは指数への算入基準もしくは任意のガイドラインの全部または一部を満たすであろうとの保証を投資家に提供することはできない。プロジェクトの設計、建設および運営中にグリーンおよび/またはソーシャル面での悪影響が生じることがあり、またはプロジェクトが議論の対象となり、あるいは活動家グループもしくはその他のステークホルダーの批判の対象となることがある。

ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークまたは本債券に関する第三者のオピニオンまたは証明（メキシコからの要請によるものか否かを問わない。）のいかなる目的に対する適合性または信頼性についても保証または表明が与えられるものではない。かかるオピニオンまたは証明は、メキシコ、共同主幹事会社もしくはその他の者による本債券の取得、売却もしくは保有の推奨ではなく、またそのようにみなされるべきではない。疑義を避けるために付言すると、いかなるオピニオンまたは証明も本書に組込まれるものではなく、またそのようにみなされるものでもない。

ソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークでは、レポーティングおよび調達資金の使途に関する一定の行為が想定されているが、メキシコがこれらの行為に従わない場合でも、そのことが本債券に基づく違反もしくは債務不履行を構成し、またはこれらを引起すことにはならない。メキシコが本債券の発行による純手取金に相当する予算財源の金額をソブリン・サステナブル・ファイナンス・フレームワークに定めるとおりに充当せず、または社会を重視した投資家の本債券に関する投資要件を満たさず、もしくは満たし続けなかった場合、あるいは第三者のオピニオンもしくは証明が撤回または修正された場合、本債券の価値に影響が及び、「社会的」あるいは「持続可能な」資産に投資することをポートフォリオの使命としている一定の投資家に影響を与える可能性がある。

共同主幹事会社はいずれも本債券の純手取金の使途またはメキシコの支出（本書に規定する適格サステナブル支出に該当するメキシコの歳出予算を含む。）を継続的に監視する責務を負わない。

発行登録目論見書の表紙および表紙裏面の記載事項

本債券に関する発行登録目論見書の表紙には、メキシコの名称および紋章、本債券の名称ならびに共同主幹事社の名称が記載される。なお、本債券の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「第（未定）回メキシコ合衆国円貨債券（2026）（SDG債）」

注：発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として、円貨債券（SDG債）を単数本または複数本立てで起債する予定である。」

本債券に関する発行登録目論見書の表紙裏面には、以下の文言が記載される。

「第（未定）回メキシコ合衆国円貨債券（2026）（SDG債）（以下「本債券」といいます。）に関して、債券の管理会社は設置されておりません。このため、本債券の各債権者（以下「本債権者」といいます。）は、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合など必要な場合には、本債券の元利金の支払を受け、その他自らの権利を保全するための一切の行為を各自で行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本書に記載するとおり、本債券の要項には、発行者の債務再編を目的として本債券の一定の規定の修正が発行者により提案されることがあり、これは3つの方法のうち発行者が選択する1つの方法により、債券の保有者（本債権者を含みます。）の債権者集会の決議により承認されることがある旨を規定しております。詳細については、本書の「第一部 - 第1 - 8 債権者集会に関する事項」をご参照ください。

本債券は、メキシコ国家銀行証券委員会（*Comisión Nacional Bancaria y de Valores*、以下「CNBV」といいます。）が維持するメキシコ国家証券登録簿（*Registro Nacional de Valores*）に登録されておらず、また今後も登録されることはありませんので、メキシコにおいて一般向けにこれを募集しまたは売付けることはできません。メキシコ証券市場法（*Ley del Mercado de Valores*）第8条およびこれに基づく規則に定める私募の免除規定に従って、本債券をメキシコにおいて適格機関投資家として認められた投資家向けに募集しまたは売付けることは可能です。メキシコ証券市場法の要求に従い、メキシコは本書記載の条件による本債券の募集についてCNBVに通知を行います。かかる通知は、メキシコ証券市場法を遵守するためにCNBVに提出されるものであり、情報提供のみを目的としています。CNBVに対するかかる通知の交付およびCNBVによるその受領は、メキシコの支払能力、本債券の投資価値または発行登録書（その訂正発行登録書および追補書類を含みます。）に記載されている情報が正確かつ完全であることを証明するものではありません。メキシコが本書を作成し、その内容について単独で責任を有しており、CNBVはかかる内容を検討または承認しておりません。」

< 上記本債券以外の債券に関する情報 >

(発行登録書の「第二部 参照情報 - 第1 参照書類」の記載事項を以下のとおり訂正する。)

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

< 訂正前 >

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[	自 2025年1月1日	]	2026年6月30日
		至 2025年12月31日		関東財務局長に提出

< 中略 >

7【訂正報告書】

該当なし。

< 訂正後 >

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[	自 2025年1月1日	]	2026年6月30日
		至 2025年12月31日		関東財務局長に提出

< 中略 >

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2026年8月25日に関東財務局長に提出。